

# 小田原市 障害福祉計画

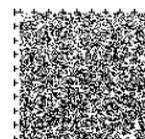
平成 21 年度～23 年度（第 2 期）

平成 21 年 3 月  
小田原市

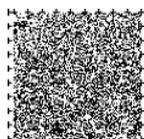


# 目次

<b>第1章 計画策定の背景・趣旨等</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の法的根拠 .....	2
3 計画の性格 .....	2
4 計画の期間 .....	4
<b>第2章 計画の基本理念と基本目標</b> .....	<b>5</b>
1 計画の基本理念 .....	5
2 基本目標 .....	7
3 本計画における視点 .....	9
4 制度改正等への対応 .....	10
<b>第3章 第1期計画における指定障害福祉サービス等の 利用実績</b> .....	<b>11</b>
1 指定障害福祉サービスの利用実績 .....	11
2 地域生活支援事業の利用実績 .....	13
<b>第4章 平成23年度の数値目標の設定</b> .....	<b>17</b>
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 .....	17
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行 .....	19
3 福祉施設から一般就労への移行 .....	20



<b>第5章 障害福祉サービスの見込量及び見込量確保のための 方策</b> .....	<b>21</b>
1 訪問系サービス.....	21
2 日中活動系サービス.....	23
3 居住系サービス.....	30
4 指定相談支援.....	32
<b>第6章 地域生活支援事業の見込量及び見込量確保のための 方策</b> .....	<b>33</b>
1 必須事業.....	33
2 任意事業.....	39
<b>第7章 計画の達成状況の点検及び評価</b> .....	<b>43</b>
1 計画の達成状況の点検及び評価.....	43
<b>参 考 編</b> .....	<b>45</b>
1 障害者の状況.....	45
2 アンケート調査概要.....	47
3 アンケート調査結果.....	48
4 障害福祉団体・施設からの意見聴取について.....	67
5 市民意見の募集（パブリックコメント）について.....	71
6 小田原市障害福祉計画策定委員会.....	72



# 第1章 計画策定の背景・趣旨等

## 1 計画策定の背景と趣旨

障害のある人の福祉サービスは、平成18年4月から従来の支援費制度に替わり「障害者自立支援法」が施行され、施設や事業を再編して、障害の種別に関わらず障害のある人が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されることとなりました。また、市町村において3年度を1期として各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

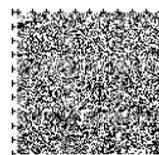
このような状況を踏まえ、本市でも平成19年3月に「小田原市障害福祉計画」を策定し、計画の推進に努めてまいりました。

障害者自立支援法が施行され3年が経過しますが、いくつかの問題点が指摘されています。その中では、①1割を原則とする利用者負担、②事業者の減収、③サービスの質・人材確保の困難、④抜本的な制度改正に伴う混乱と新体系移行の遅れが課題として挙げられています。

国では、平成19年度・20年度の特別対策として、①低所得者世帯への月額負担上限額の軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新体系移行等のための緊急的な経過措置を実施しました。さらに、これと合わせて平成20年度に抜本的な見直しに向けた緊急措置が実施されました。

また、障害者自立支援法施行後3年の見直しとして、①相談支援のあり方、②地域における「住まい」の場の確保、就労支援や所得保障などの地域における自立した生活のための支援、③障害児支援のあり方、④発達障害や高次脳機能障害の明確化等の障害者の範囲、⑤利用者負担、⑥障害福祉サービスの報酬、⑦障害程度区分の認定基準、⑧福祉人材の確保などについて、国の社会保障審議会障害者部会において議論が行われ、報告書が提出されたところで、今後国において障害者自立支援法の改正等の制度改正が予想されます。

このように、今後、制度改正が予想される状況ではありますが、現在までの社会的な変化を踏まえ、「小田原市障害福祉計画」の見直しを行い、「第2期小田原市障害福祉計画」を策定するものです。



## 2 計画の法的根拠

障害福祉計画とは、「障害者自立支援法」に基づく市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

市町村障害福祉計画の策定は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項の規定に基づき、策定が義務付けられています。

また、障害者自立支援法第 88 条第 4 項において、障害福祉計画は障害者基本法に基づく市町村障害者計画（障害者プラン）と調和が保たれたものでなければならないと定められています。

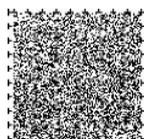
計画作成上の留意事項等については、障害者自立支援法第 87 条第 1 項の規定に基づき、国から基本的な指針が示されているため、この計画も国の基本的な指針に準じて作成しています。

## 3 計画の性格

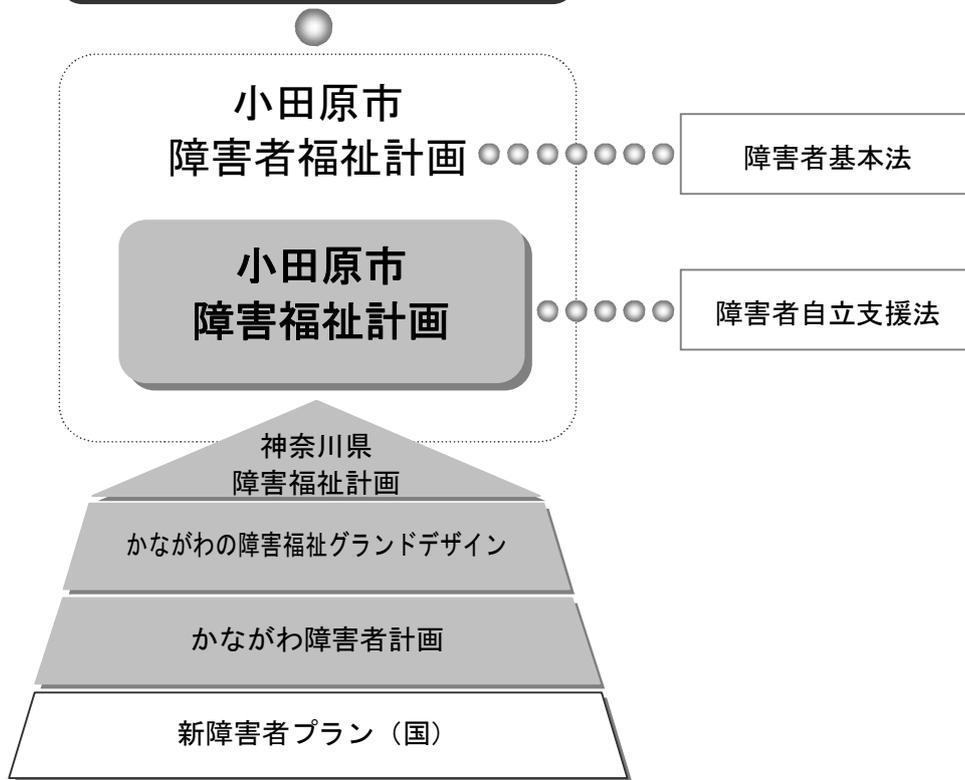
本計画は、「小田原市障害者福祉計画」における施策の基本方向を踏まえた上で、特定のサービスに関する指針として取りまとめたものです。

したがって、「小田原市障害福祉計画」は、「小田原市障害者福祉計画」と一体的に取り組んでいくこととします。

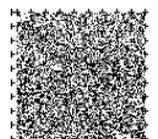
また、「小田原市障害者福祉計画」が本市の総合計画である「ビジョン 21 おだわら」の個別計画として位置付けられていることから、本計画も同様に「ビジョン 21 おだわら」との整合性を図るとともに、県の「かながわの障害福祉グランドデザイン」「神奈川県障害福祉計画」や「かながわ障害者計画」、国の「新障害者プラン」などの上位計画との整合性を有するものとします。



# ビジョン21おだわら



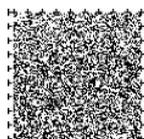
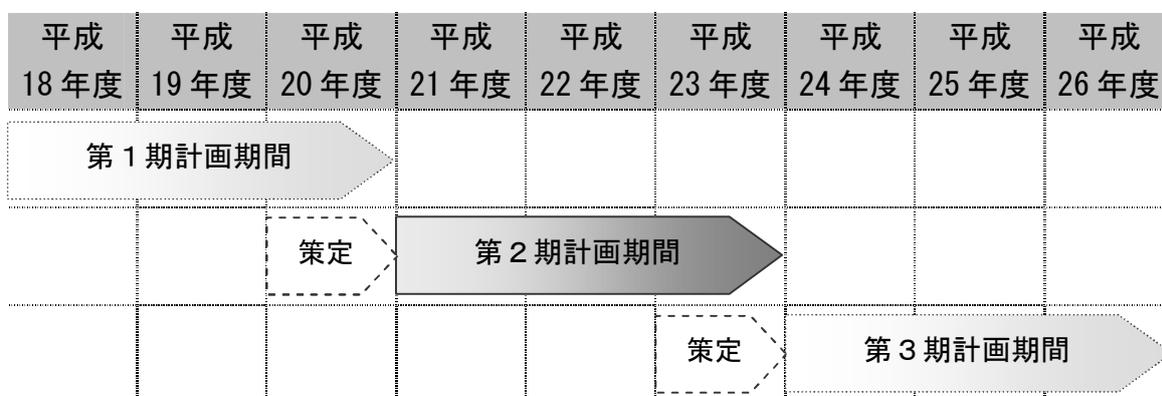
	障 害 福 祉 計 画	（参考）障害者基本計画
根拠法令	障害者自立支援法 （平成 18 年 4 月 1 日施行）	障害者基本法 （平成 19 年 4 月 1 日一部改正法施行）
性 格	・各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画	・障害のある人の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害のある人のための施策に関する基本的な計画（障害者基本法第 9 条） ・長期的な見通しに立って効果的な障害者施策の展開を図る計画
位置付け	障害者計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標	国の「障害者基本計画」及び「神奈川県障害者計画」を基本とした「ビジョン 21 おだわら」の部門計画



## 4 計画の期間

障害福祉計画は障害者自立支援法に基づき、3年を1期として策定することとされており、本市では、平成19年3月に、平成18年度から平成20年度までの第1期計画を策定し、旧法の福祉施設が新体系サービスへの移行を完了する平成23年度末に向けて数値目標を設定し、計画の効果的な推進に努めてきました。

この度、第1期計画が20年度末を持って終了することとなり第1期計画で策定した平成23年度末の数値目標をあらためて検証するとともに、平成21年度から平成23年度までの第2期計画を策定します。



## 第2章 計画の基本理念と基本目標

### 1 計画の基本理念

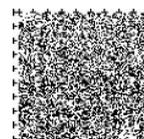
本計画は、平成17年10月の「障害者自立支援法」の成立を受け再編されることとなった障害福祉サービスに関して、平成23年度までに達成すべき目標を見据えた事業計画について取りまとめたものです。

「小田原市障害者福祉計画」（平成17～22年）の期間内における特定サービスの事業計画となることから、本計画においても、「小田原市障害者福祉計画」の基本理念を継承し、個々の事業の目標達成に向けて取り組んでいくこととします。障害者の自立と社会参加の促進を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

「小田原市障害者福祉計画」では、

- ◆障害者の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除くこと
- ◆障害者自身の社会的な自立を促進すること
- ◆障害者の生活の場を、障害者本人の意向を尊重し入所施設から地域社会へ移すこと
- ◆地域社会のすべての人が支え合う地域社会の推進を図ること

を目指しています。

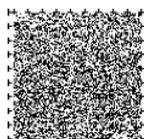


すべての人が、人としての尊厳を認め合い、支え合い、時には厳しさも兼ね備えた「やさしさ」を大切にすることで「ノーマライゼーション」（障害のある人もない人もともに生きる社会こそ、あたりまえの社会であるという考え方）の理念が正しく機能した、理想的な社会を築き上げることができるよう、

**あなたにやさしい わたしにやさしい  
みんなにやさしいまち 小田原**

を基本理念としています。

本計画においてもこの理念に従って、歴史と風土に培われた、「人」と「人とのつながり」を大切にすまち、小田原のこころを生かした小田原らしい障害者福祉の充実を目指し、市民と協働して、事業の推進を図っていきたいと考えます。



## 2 基本目標

小田原市では、障害者福祉計画の理念や障害福祉計画を継承する本計画の理念、「障害者自立支援法」の考え方を踏まえて、本計画における基本目標を次のように設定しました。

### ★ 障害者の自立と社会参加の実現

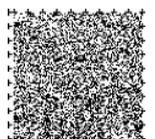
本当の意味で障害者の自立と社会参加を実現するためには、障害者が自らの選択で生活する場やサービス利用を決定できることが重要だと考えます。

障害者の自己選択と自己決定を尊重するという観点から、障害者のニーズに合致した多様なサービス提供基盤の整備を進めるとともに、障害者の“こうした手助けが欲しい”という思いと、実際に提供されているサービスとのギャップをコーディネートする相談機能の強化を図り、障害者の自己選択と自己決定が円滑に行われる環境の整備を行います。

障害者の自己選択と自己決定が可能な環境を整備することで、障害者の自立と社会参加が実現される社会の構築を目指します。

### ★ 利用者本位のサービス体系の構築

障害の種別ごとに複雑化したサービス体系が、精神障害者も含めた3障害が一元化された制度へ見直され、障害福祉サービスが市町村を基本とする仕組みに統一されたことから、本市では、神奈川県の実用や要望を行いながら、障害種別間の格差の是正、サービス水準の地域格差の是正という観点に立ち、小田原市の地域特性を踏まえた利用者本位のサービス体系の構築を図ります。

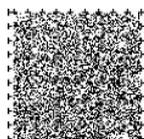


## ★ 地域生活移行や就労支援を促進するためのサービス提供基盤の整備

障害者の自立を促進するためには、まず安定した生活が確立されることが必要だと考えます。

障害者の自立支援の観点から、新たに創設された就労支援事業のサービス提供基盤の整備を図るとともに、庁内のみならず神奈川県との連携、地域の関係諸機関との連携も視野に入れた総合的な就労支援の展開を図ります。

また、施設入所者の就労を理由とする退所が少ない状況を踏まえ、施設入所者に対しては特に地域生活への移行を促進するためのサービス提供を強化し、その提供基盤の整備を図ります。



### 3 本計画における視点

本計画で対象となるサービスの提供基盤の整備にあたっては、次の点に配慮して目標設定を行い、目標達成に向けて計画的に取り組んでいくこととします。

#### ○必要な訪問系サービスの保障

従来、支援費制度に基づくホームヘルプサービスとして提供されていたサービスの利用者を基礎としつつ、精神障害者を含めた3障害を一元化し再編されたサービスの枠組みの中で、新たに利用が見込まれる対象者も含め、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）を必要とする障害者に対して必要なサービスが提供されるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

#### ○希望する障害者に対する日中活動系サービスの保障

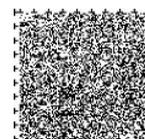
日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の利用を希望する障害者に対して必要なサービスが提供されるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

#### ○施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてグループホーム（共同生活援助を提供する住居）・ケアホーム（共同生活介護を提供する住居）の整備を図ることで、地域生活への移行が促進される環境を整えるとともに、自立訓練等のサービスの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行が円滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

#### ○福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行が円滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。



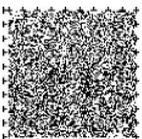
## ○障害保健福祉圏域における連携

本市を含む県西障害保健福祉圏域2市8町においては、特に町において単独に必要な障害福祉サービス等の供給を確保することが困難な実情があることから、神奈川県及び圏域2市8町が協働で検討した結果、神奈川県障害福祉計画に、「県西圏域における指定障害福祉サービスの将来見通し及び必要なサービスの確保に向けた取組みについて（以下「圏域ビジョン」という。）」を盛り込み、神奈川県、圏域2市8町等が協調して、圏域単位でのサービス提供体制の確保を図ることとしました。

本市においても、見込み量確保のための事業者への働きかけ等において圏域ビジョンの情報提供も行う等、必要な協力を行うことにより、本市の障害者に必要なサービスが提供されるよう、取り組んでいきます。

## 4 制度改正等への対応

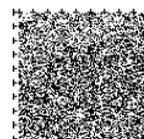
障害者自立支援法の改正等により、障害者の範囲の見直しや新たなサービスの追加等が行われ、本計画のサービス目標を超えた取組みが必要となる場合には、適切に対応を図ります。



# 第3章 第1期計画における指定障害福祉サービス等の利用実績

## 1 指定障害福祉サービスの利用実績

サービス種別	単位	平成18年度 (平成19年3月分)			平成19年度 (平成20年3月分)			平成20年度 (平成21年3月分見込)			
		第1期 計画値	実績	達成率	第1期 計画値	実績	達成率	第1期 計画値	見込	達成率	
訪問系サービス	居宅介護	時間分	4,502	3,591	80%	4,975	3,479	70%	5,497	3,544	64%
	重度訪問介護										
	行動援護										
	重度障害者等 包括支援										
日中活動系サービス	生活介護	人日分	400	355	89%	2,535	609	24%	2,654	2,193	83%
	自立訓練 (機能訓練)	人日分	60	0	0%	60	29	48%	60	90	150%
	自立訓練 (生活訓練)	人日分	0	0	-	110	15	14%	220	315	143%
	就労移行支援	人日分	0	0	-	110	26	24%	220	285	130%
	就労継続支援 (A型)	人日分	0	0	-	110	23	21%	110	44	40%
	就労継続支援 (B型)	人日分	650	614	94%	5,444	1,148	21%	6,821	1,900	28%
	療養介護	人分	4	4	100%	4	4	100%	22	4	18%
	児童デイサービス	人日分	449	430	96%	477	608	127%	477	768	161%
短期入所	人日分	400	337	84%	456	398	87%	507	400	79%	



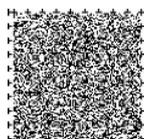
サービス種別	単位	平成 18 年度 (平成 19 年 3 月分)			平成 19 年度 (平成 20 年 3 月分)			平成 20 年度 (平成 21 年 3 月分見込)			
		第 1 期 計画値	実績	達成率	第 1 期 計画値	実績	達成率	第 1 期 計画値	見込	達成率	
		居住系サービス	グループホーム ケアホーム	人分	61	60	98%	80	73	91%	90
施設入所支援	人分		10	2	20%	50	6	12%	100	64	64%
指定相談支援 (サービス利用計画 の作成)	人分		10	0	0%	69	0	0%	76	2	3%

第 1 期計画の指定障害福祉サービスの利用実績については、計画策定時点で見込んだ、障害者自立支援法の施行以前に実施されていた身体障害者、知的障害者、精神障害者に対する福祉サービスから障害者自立支援法に基づくサービス体系への移行と、実際の移行状況との差から、計画と実績に大きな乖離<sup>かいり</sup>が生じているサービスがあります。

訪問系サービスやグループホーム・ケアホームについては、ある程度のサービスが確保されていますが、施設入所者の地域生活への移行を推進し、安心して生活できる環境を整えるため、今後も拡充を図っていく必要があります。

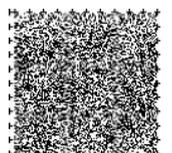
また、日中活動系サービスや施設入所支援については、平成 19 年度以前は障害者自立支援法に基づくサービスへの移行が進んでいなかったことから、実績が低調なサービスが多くなっていましたが、平成 20 年度においては、実績が計画値を相当上回るサービスも見込まれています。

指定相談支援（サービス利用計画作成）については、給付の実績がありませんが、施設入所者や退院可能な精神障害者の地域生活への移行に当たり、サービス利用計画の作成が必要となると見込まれることから、今後は利用が進むことと考えられます。

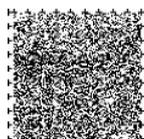


## 2 地域生活支援事業の利用実績

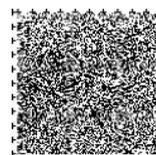
サービス種別	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度			
		第1期 計画値	実績	達成率	第1期 計画値	実績	達成率	第1期 計画値	見込	達成率	
相談支援事業	障害者相談支援事業の実施	箇所	4	4	100%	4	4	100%	4	4	100%
	地域自立支援協議会の設置	箇所	0	0	-	1	1	100%	1	1	100%
	成年後見制度利用支援事業(審判請求申立)	人	2	2	100%	3	2	67%	3	5	167%
	成年後見制度利用支援事業(後見人報酬の助成)	件	1	1	100%	2	1	50%	2	2	100%
コミュニケーション支援事業	手話通訳者等設置事業	人	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
	手話通訳者等派遣事業	件/年	210	211	100%	210	164	78%	210	182	87%
	要約筆記者派遣事業	件/年	200	156	78%	230	218	95%	230	134	58%
日常生活用具費支給事業	介護・訓練支援用具	件/年	12	3	25%	12	11	92%	14	22	157%
	自立生活支援用具	件/年	26	10	38%	26	21	81%	30	43	143%
	在宅療養等支援用具	件/年	16	9	56%	16	26	163%	20	27	135%
	情報・意思疎通支援用具	件/年	50	16	32%	50	21	42%	52	27	52%
	排せつ管理支援用具	件/年	2,728	2,761	101%	2,728	2,855	105%	2,850	3,246	114%
	居宅生活動作補助用具	件/年	2	2	100%	2	4	200%	3	3	100%



サービス種別	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度			
		第1期 計画値	実績	達成率	第1期 計画値	実績	達成率	第1期 計画値	見込	達成率	
移動支援事業	事業所数	箇所	22	22	100%	22	22	100%	23	23	100%
	延べ利用者数	人/年	1,204	591	49%	1,204	1,249	104%	1,520	1,389	91%
	延べ利用時間数	時間/年	16,181	7,849	49%	16,181	18,884	117%	20,414	18,873	92%
地域活動支援センター事業	I型（事業所数）	箇所	0	0	-	0	0	-	1	0	0%
	I型（利用者数）	人/年	0	0	-	0	0	-	20	0	0%
	II型（事業所数）	箇所	0	0	-	1	0	0%	6	0	0%
	II型（利用者数）	人/年	0	0	-	15	0	0%	121	0	0%
	III型（事業所数）	箇所	0	0	-	0	0	-	6	1	17%
	III型（利用者数）	人/年	0	0	-	0	0	-	65	15	23%
訪問入浴サービス事業	実利用人数		9	9	100%	10	8	80%	11	10	91%
	延べ利用回数		480	454	95%	480	338	70%	510	463	91%
更生訓練費給付事業	実施施設数		2	2	100%	2	4	200%	2	4	200%
	延べ利用者数		24	27	113%	24	61	254%	24	58	242%



サービス種別	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度			
		第1期 計画値	実績	達成率	第1期 計画値	実績	達成率	第1期 計画値	見込	達成率	
生活支援事業	食の自立支援事業	実施回数	2,952	2,929	99%	2,952	2,936	99%	3,000	2,873	96%
	重度障害者緊急通報システム事業	設置台数	25	20	80%	25	17	68%	25	17	68%
	障害者就職支度金給付事業	実施人数	7	7	100%	120	24	20%	120	45	38%
	障害者地域生活移行助成金給付事業	実施月数	0	0	-	12	12	100%	12	57	475%
日中一時支援事業	宿泊を伴わない短期入所事業	実施施設数	12	12	100%	12	16	133%	12	13	108%
	障害児タイムケア事業	実施施設数	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
	在宅障害児者緊急一時預り事業	実施施設数	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%
生活サポート事業	実施人数	2	0	0%	2	0	0%	2	0	0%	
社会参加推進事業	手話奉仕員等養成事業	実施回数	1	1	100%	1	0	0%	1	1	100%
	障害者文化事業	実施回数	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
	知的障害者サークル活動育成事業	実施回数	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
	点字・声の広報等発行事業	実施回数	4	5	125%	4	4	100%	4	4	100%
	自動車改造費助成事業	助成件数	8	4	50%	8	4	50%	8	7	88%
	自動車運転免許取得費助成事業	助成件数	2	2	100%	4	1	25%	4	2	50%

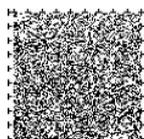


サービス種別	単位	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度			
		第 1 期 計画値	実績	達成率	第 1 期 計画値	実績	達成率	第 1 期 計画値	見込	達成率	
社会参加推進事業	福祉タクシー 利用助成事業	助成 件数	27,282	27,381	100%	31,140	27,913	90%	32,541	27,641	85%
	重度障害者移動支 援事業費補助事業	支援 団体数	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
	障害者施設等通所 者交通費助成事業	支給 者数	1,504	1,452	97%	1,692	1,550	92%	1,895	1,580	83%

※平成 18 年度の移動支援事業については、平成 18 年 10 月から平成 19 年 3 月までの実績です。

地域生活支援事業は、全体としては概ね計画に沿って推進されていますが、第 1 期計画期間において新たに実施した障害者就職支度金事業や地域生活移行助成金給付事業については、計画と実績に差が生じています。

また、地域活動支援センター事業や障害児タイムケア事業については、平成 20 年度において実施施設がない（地域活動支援センターⅢ型は 1 箇所実施）ことから、今後、事業の実施方法等の工夫や事業の見直しが必要と考えられます。



## 第4章 平成23年度の数値目標の設定

福祉施設の入所者及び退院可能な精神障害者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、現行の福祉施設から新しいサービス体系への移行が完了する平成23年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

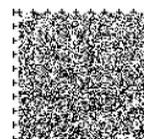
### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【国の基本指針】

- ・ 平成23年度末までに第1期障害福祉計画の作成時点の施設入所者数の1割以上が地域生活に移行することをめざすとともに、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標を設定する。

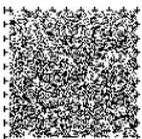
#### 【市の基本的な考え方】

第1期障害福祉計画の作成時点では、市内・外の施設を合わせると、192人の施設入所者がいますが、本計画に基づいて新たに提供される地域生活への移行を支援するためのサービスの効果を踏まえ、平成23年度末までに施設サービス入所者を全体で14人減少させ、施設入所者数を178人とすることを目標として、サービス提供に取り組んでいきます。



単位：人、%

項目		目標値			考え方
		市内施設	市外施設	全体	
【実績値】 施設入所者数	(A)	91	101	192	平成17年10月1日の数
【目標値】 地域生活移行者数	(B)	10	10	20	(A)のうち、平成23年度末までに地域生活へ移行するものの目標値
※第1期障害福祉計画の作成時点の施設入所者数に占める割合		11.0%	9.9%	10.4%	
【見込値】 新たな施設入所支援利用者数	(C)	3	3	6	平成23年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
【見込値】 平成23年度末の施設入所者数	(D)	84	94	178	平成23年度末の利用人員見込 (A-B+C)
【目標値】 入所者削減見込	(E)	7	7	14	差引減少見込数 (A-D)
※第一期障害福祉計画の作成時点の施設入所者数に占める割合		7.7%	6.9%	7.3%	



## 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

### 【国の基本指針】

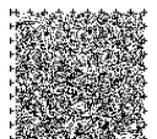
- ・平成 24 年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」（以下「退院可能精神障害者」という）の解消をめざし、平成 23 年度における退院可能精神障害者数の減少目標を設定する。

### 【市の基本的な考え方】

神奈川県精神保健福祉センターが実施した平成 15 年度調査の結果によると、受入条件が整えば退院可能な精神障害者数について小田原市では 144 人となっており、本計画に基づいて新たに提供される地域生活への移行を支援するためのサービスの効果を踏まえ、平成 23 年度末までに退院可能な精神障害者数を 101 人減少させることを目標として、サービス提供に取り組んでいきます。

単位：人

項目	目標値	考え方
【実績値】 現在の退院可能精神障害者数	144	神奈川県精神保健福祉センターが実施した平成 15 年度調査の結果
【目標値】 減少数	101	退院可能精神障害者のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数



### 3 福祉施設から一般就労への移行

#### 【国の基本指針】

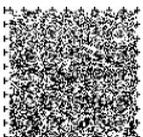
- 第1期障害福祉計画の作成時点の一般就労への移行実績の4倍以上を目安として、平成23年度中に一般就労に移行する者の数の数値目標を設定する。

#### 【市の基本的な考え方】

平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数は4人ですが、本計画に基づいて新たに提供される就労支援事業の効果を踏まえ、平成23年度において施設を退所し、一般就労する者を16人とすることを目標として、サービス提供に取り組んでいきます。

単位：人

項目	目標値	考え方
【実績値】 現在の年間一般就労者数	4	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 年間一般就労者数	16	平成23年度において施設を退所し、一般就労する者の数



# 第5章 障害福祉サービスの見込量及び見込量確保のための方策

## 1 訪問系サービス

### (1) サービスの見込量（1か月当たり）

#### 【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援】

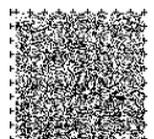
居宅介護は、障害者のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助その他の生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助その他の生活全般にわたる援助のほか、外出時における移動中の介護も総合的に行います。

行動援護は、知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護その他の行動する際に必要な援助を行います。

重度障害者等包括支援は、障害程度区分6（児童については区分6相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。

第2期計画の見込量は、平成20年度の利用実績を基礎とし、重度訪問介護の利用量の増加や平成19年度まで実績のなかった行動援護の利用が見込まれること、また、施設入所者の地域移行や精神科病院からの退院者の利用増も見込まれることを総合的に勘案し、利用量及び利用者数を見込んでいます。



### 訪問系サービスの見込量

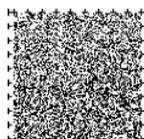
	第1期計画利用実績 (平成20年度は見込値)			第2期計画見込量		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
居宅介護 重度訪問介護	3,591	3,479	3,544	3,807	4,030	4,468
行動援護 重度障害者等包括支援	—	122	124	131	137	150

※上段は利用見込量（単位：時間）、下段は利用見込者数（単位：人）

### (2) 見込量確保のための方策

障害者自立支援法では、多様なサービス提供主体が参入し、障害者等の選択の幅が広がることが期待されますが、単にサービスの提供量が増大するだけでなく、質の高いサービスが必要に応じて組み合わせで使えることが大切です。

そこで、県と協力して、重度訪問介護や重度障害者等包括支援をはじめとした各サービスの内容や対象者などについて広く情報を提供し、多様な事業者の参入の促進に努めます。また、施設入所者の地域生活への移行等により、利用対象者や時間数の増加が見込まれることから、サービス提供事業者の活用など体制の充実を図ります。



## 2 日中活動系サービス

### (1) サービスの見込量（1か月当たり）

#### 【生活介護】

生活介護は、障害者支援施設などで、常時介護が必要な障害程度区分3以上（年齢50歳以上は、障害程度区分2以上）である人に対して、主として昼間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供するなど、身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行うサービスです。

第2期計画での見込量は、平成20年度の利用実績を基礎とし、在宅障害者の新たな利用や旧法施設の移行計画を勘案して、利用量及び利用者数を見込んでいます。

生活介護サービスの見込量

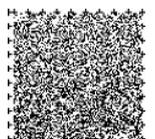
	第1期計画利用実績 (平成20年度は見込値)			第2期計画見込量		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
生活介護サービス	355	609	2,193	3,944	4,250	6,392
	—	57	129	232	250	376

※上段は利用見込量（単位：人日）、下段は利用見込者数（単位：人）

#### 【自立訓練（機能訓練）】

自立訓練（機能訓練）は、身体障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションなど、身体機能の向上のために必要な支援を一定期間にわたり行うサービスです。

本サービスを提供する見込みであった近隣自治体の旧法施設が、平成20年度に本サービスへ事業移行したことから、第2期計画での見込量は、平成20年度の利用実績を基礎とし、本サービスに定められている標準利用期間（18か月）を考慮しながら、在宅障害者の新たな利用を見込んでいます。



自立訓練（機能訓練）サービスの見込量

	第1期計画利用実績 (平成20年度は見込値)			第2期計画見込量		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
自立訓練（機能訓練） サービス	0	29	90	105	120	120
	—	8	6	7	8	8

※上段は利用見込量（単位：人日）、下段は利用見込者数（単位：人）

【自立訓練（生活訓練）】

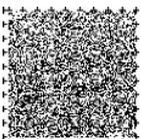
自立訓練（生活訓練）は、知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、障害者支援施設、サービス事業所などにおいて、入浴、排せつなど、日常生活を営むために必要な訓練などの支援を一定期間にわたり行うサービスです。

第2期計画での見込量は、平成20年度の利用実績を基礎とし、市内の旧法施設の移行計画を勘案して、利用量及び利用者数を見込んでいます。

自立訓練（生活訓練）サービスの見込量

	第1期計画利用実績 (平成20年度は見込値)			第2期計画見込量		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
自立訓練（生活訓練） サービス	0	15	315	756	777	1,071
	—	1	15	36	37	51

※上段は利用見込量（単位：人日）、下段は実利用者見込数（単位：人）



### 【就労移行支援】

就労移行支援は、就労を希望する障害者を対象に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練などの支援を一定期間にわたり行うサービスです。

第2期計画での見込量は、平成20年度の利用実績を基礎とし、特別支援学校の卒業生等の新たな利用者による増加及び市内の旧法施設の移行計画を勘案して、利用量及び利用者数を見込んでいます。

就労移行支援サービスの見込量

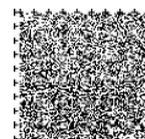
	第1期計画利用実績 (平成20年度は見込値)			第2期計画見込量		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
就労移行支援サービス	0	26	285	684	760	969
	—	2	15	36	40	51

※上段は利用見込量（単位：人日）、下段は実利用者見込数（単位：人）

### 【就労継続支援（A型）】

就労継続支援（A型）は、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害者を対象に、雇用契約の締結による就労の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行うサービスです。

本サービスを提供する事業者は、県内でも数が限られており、近隣自治体では、平塚市及び秦野市に本サービスを提供する事業者がありますが、市内の旧法施設については、本サービスへの移行予定がないことから、第2期計画での見込量は、平成20年度の利用実績を基礎とし、新たな利用者を1～2名見込んでいます。



### 就労継続支援（A型）サービスの見込量

	第1期計画利用実績 (平成20年度は見込値)			第2期計画見込量		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
就労継続支援（A型） サービス	0	23	44	66	88	88
	—	1	2	3	4	4

※上段は利用見込量（単位：人日）、下段は実利用者見込数（単位：人）

### 【就労継続支援（B型）】

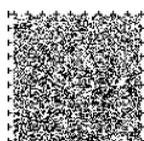
就労継続支援（B型）は、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者を対象に、就労の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行うサービスです。

第2期計画での見込量は、平成20年度の利用実績を基礎とし、市内外の旧法施設の移行計画を勘案して、利用量及び利用者数を見込んでいますが、本サービスについては、新たなサービスの利用による利用者の増加、就労移行支援を利用していた者が就労に結びつかなかった場合に、本サービスの利用が見込まれるほか、障害者地域作業所が移行する可能性もあるため、大幅な見込量の増加となっています。

### 就労継続支援（B型）サービスの見込量

	第1期計画利用実績 (平成20年度は見込値)			第2期計画見込量		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
就労継続支援（B型） サービス	614	1,148	1,900	2,622	2,907	4,256
	—	60	100	138	153	224

※上段は利用見込量（単位：人日）、下段は実利用者見込数（単位：人）



## 【療養介護】

療養介護は、病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害程度区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による吸引管理を行っている人、②障害程度区分5以上である筋ジストロフィー患者又は重度心身障害者を対象に、主として昼間に、医療機関において行われる機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。

第2期計画では、本サービスの対象者が限られており、利用者の大幅な増加は見込まれないため、平成20年度の実績とほぼ同水準で利用者数を見込んでいます。

療養介護サービスの見込量

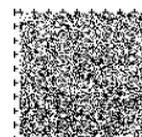
	第1期計画利用実績 (平成20年度は見込値)			第2期計画見込量		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
療養介護サービス	4	4	4	4	5	5

※数値は、実利用者見込数（単位：人）

## 【児童デイサービス】

児童デイサービスは、療養指導が必要と判断された児童を対象に、知的障害児施設などにおいて、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行うサービスです。

第2期計画での見込量は、平成19年度に児童デイサービスを提供する事業所が、新たに市内に開設したことにより、平成20年度の利用者及び利用量が大幅に増加していることに加え、今後も利用希望が増加することが予測されるため、利用量及び利用者数を一定の割合で増加すると見込んでいます。



### 児童デイサービスの見込量

	第1期計画利用実績 (平成20年度は見込値)			第2期計画見込量		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
児童デイサービス	430	608	768	840	912	984
	—	113	128	140	152	164

※上段は利用見込量（単位：人日）、下段は実利用者見込数（単位：人）

### 【短期入所（ショートステイ）】

短期入所（ショートステイ）は、居宅で介護する人が病気などの理由により、一時的に障害児者の介護ができないときに、障害者支援施設などで、夜間も含めて、入浴、排せつ、食事の介護などの援助を受けるサービスです。

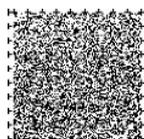
短期入所は、学校などの長期休暇中に利用量が増加する傾向にありますが、年度ごとの利用実績を比較すると微増の傾向にあります。

第2期計画での見込量は、施設入所者の地域生活への移行などにより、利用量及び利用者数が増加すると見込んでいます。

### 短期入所サービス（ショートステイ）の見込量

	第1期計画利用実績 (平成20年度は見込値)			第2期計画見込量		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
短期入所 (ショートステイ)	337	398	400	440	480	520
	—	43	50	55	60	65

※上段は利用見込量（単位：人日）、下段は実利用者見込数（単位：人）

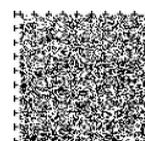


## (2) 見込量確保のための方策

地域での生活を進めていく上では、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者のニーズとサービス供給量のバランスを把握し、供給量に不足が見込まれるサービスについては、事業者となり得る団体等に対し情報提供等を行うとともに、県等とも協力して支援を検討していきます。

就労移行支援サービスや就労継続支援サービスに関しては、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保にも留意していきます。

児童デイサービスや短期入所に関しても、地域の中でデイサービスや短期入所サービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めていきます。



### 3 居住系サービス

#### (1) サービスの見込量（1か月当たり）

##### 【共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）】

共同生活援助（グループホーム）は、共同生活を営むのに支障のない知的障害・精神障害のある人を対象に、主として夜間に、グループホームにおいて日常生活上の援助を行うサービスです。

共同生活介護（ケアホーム）は、生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害・精神障害のある人で、障害程度区分2以上である人を対象に、主として夜間に、ケアホームにおいて介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

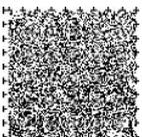
グループホーム・ケアホームは、施設入所者や退院可能な精神障害者の地域生活への移行を推進するに当たり、その生活基盤を支える重要なサービスとなります。

第2期計画の見込量は、本計画第4章に掲載している福祉施設の入所者の地域生活への移行及び入院中の精神障害者の地域生活への移行の目標値を勘案して、利用者数を見込んでいます。

共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の見込量

	第1期計画利用実績 (平成20年度は見込値)			第2期計画見込量		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
共同生活援助	60	73	80	93	104	125
共同生活介護						

※数値は、実利用者見込数（単位：人）



## 【施設入所支援】

施設入所支援は、自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源の状況などにより通所することが困難な人又は生活介護の対象者で障害程度区分4以上（年齢50歳以上は、障害程度区分3以上）である人に対して、障害者支援施設において、夜間や休日に、介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

第2期計画での見込量は、平成20年度の利用実績を基礎とし、在宅障害者の新たな利用、施設入所者の地域生活への移行や旧法施設の移行計画を勘案して、利用者数を見込んでいます。

施設入所支援の見込量

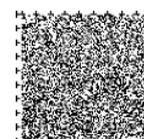
	第1期計画利用実績 (平成20年度は見込値)			第2期計画見込量		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
施設入所支援	2	6	64	111	118	178

※数値は、実利用者見込数（単位：人）

## (2) 見込量確保のための方策

共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）については、施設入所者の地域生活への移行を促進するためには、今後とも継続的な整備が必要となるため、施設整備を行う事業者に対して支援することで、地域における障害者の生活の場の整備を促進します。

施設入所支援については、入所施設での支援が必要となる方が、確実にサービスを利用できるように、一定の定員の確保を事業者へ働きかけます。



## 4 指定相談支援

### (1) サービスの見込量（1か月当たり）

#### 【指定相談支援（サービス利用計画の作成）】

指定相談支援（サービス利用計画の作成）は、支給決定を受けた障害のある人又はその保護者が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障害者等からの依頼を受けて、心身の状況や置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、サービス利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整その他の支援を行うものです。

本サービスについては、平成19年度まで利用実績がありませんが、今後、施設入所者や退院可能な精神障害者の地域生活への移行に当たり、サービス利用計画の作成が必要になると見込んでいます。

指定相談支援（サービス利用計画の作成）の見込量

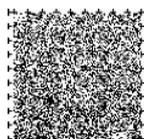
	第1期計画利用実績 (平成20年度は見込値)			第2期計画見込量		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
指定相談支援	0	0	2	4	4	8

※数値は、実利用者見込数（単位：人）

### (2) 今後の方策

障害福祉サービスを利用しながら地域で生活する障害者のケアマネジメントについては、介護保険制度におけるケアマネジャーのような存在がないため、第三者による客観的な評価がなされていません。

今後は、個々のニーズにあった適切なサービスが選択できるように、障害者及びその家族に対する指定相談支援サービスについての情報提供を充実していきます。



# 第6章 地域生活支援事業の見込量及び見込量確保のための方策

## 1 必須事業

### (1) 相談支援事業

#### ①障害者相談支援事業

障害者、障害児の保護者又は障害者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の便宜を提供するものです。

本事業は、本市と箱根町、真鶴町及び湯河原町との共同実施により、主として、身体・知的・精神・障害児の4種別にそれぞれ対応する窓口を設置することとし、その運営については、神奈川県から相談支援事業の指定を受けている事業所に委託することにより実施します。

また、地域自立支援協議会に相談支援部会を設置し、相談支援事業者の連携に努め、障害者等の総合的な相談支援体制の充実を図ります。

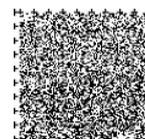
#### ②成年後見制度利用支援事業

障害者の権利擁護や障害福祉サービスの利用等の観点から、知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援するものです。

### 【事業実施の実績と予定】

	第1期計画実績			第2期計画		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業 実施見込箇所数	4	4	4	4	4	4
地域自立支援協議会	—	設置	設置	設置	設置	設置
相談支援機能強化 事業	—	—	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用 支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※障害者相談支援事業は設置箇所数、地域自立支援協議会は設置の有無、その他は事業実施の有無



## (2) コミュニケーション支援事業

### ①手話通訳者等設置事業

聴覚障害者等の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、併せて聴覚障害者等の相談に応じ必要な指導を行うため、市役所に手話通訳者を設置するものです。

### ②手話通訳者等派遣事業

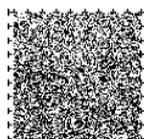
聴覚障害者等と官公庁その他の関係機関とが円滑な意思疎通を行えるようにするため、聴覚障害者及び関係機関からの要請に応じ、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行うものです。

第2期計画での見込量は、平成20年度の利用実績を基礎とし、利用者数を見込んでいます。

### 【サービスの見込量】

	第1期利用実績 (20年度については実績見込)			第2期計画見込量		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
手話通訳者等設置事業	1	1	1	1	1	1
手話通訳者等派遣事業		13	22	25	25	25
要約筆記者派遣事業		4	4	5	5	5

※手話通訳者等設置事業は実設置見込者数、手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業は実利用見込者数（1年間に1回以上利用する者・団体の数）



### (3) 日常生活用具費支給事業

重度障害者等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具費を支給するものです。

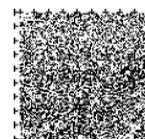
日常生活用具に該当する用具は、①安全で容易に使用でき、実用性が認められるもので、②障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進すると認められるもので、③用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないものという3要件を満たすものです。

第2期計画での見込量は、平成20年度の利用実績を基礎とし、過去の実績に基づく利用の増加を考慮して支給件数を見込んでいます。

#### 【サービスの見込量】

	第1期利用実績 (20年度については実績見込)			第2期計画見込量		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
介護・訓練支援用具	3	11	22	25	30	35
自立生活支援用具	10	21	43	50	55	60
在宅療養等支援用具	9	26	27	30	35	40
情報・意思疎通支援用具	16	21	27	35	40	45
排せつ管理支援用具	2,761	2,855	3,246	3,300	3,400	3,500
住宅改修費	2	4	3	4	4	5

※数値は、年間の支給見込件数



#### (4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行うものです。

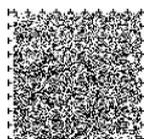
この計画においては個別支援型を実施していきますが、今後必要があると認められる場合には、グループ支援型についても実施を検討します。

第2期計画での見込量は、平成20年度の利用実績を基礎とし、過去の実績に基づく利用の増加を考慮して利用者数と延べ利用時間を見込んでいます。

#### 【サービスの見込量】

	第1期利用実績 (20年度については実績見込)			第2期計画見込量		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
移動支援事業 実利用見込者数	99	111	121	134	148	164
移動支援事業 延べ利用見込時間数	7,849	18,884	18,873	20,000	21,000	22,000

※上段は各年度3月における実利用見込者数、下段は年間の延べ利用時間数（平成18年度は平成18年10月から平成19年3月までの実績）



## (5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、障害者に対して創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図るものです。

国では事業形態として次の3類型を示していますが、この計画においては、Ⅰ型及びⅢ型を実施していきます。

なお、Ⅲ型については、障害者地域作業所からの移行が想定されるため、地域作業所の意向にも配慮しながら、障害者の日中活動の場、社会参加の場として安定して運営できるよう移行に向けての助言や支援を行っていきます。第2期計画での見込量は、平成23年度における移行を考慮して見込んでいます。

Ⅰ型：相談支援事業を実施している事業所が相談支援事業に合わせて実施するもので、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するもの

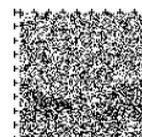
Ⅱ型：地域において就労が困難な在宅障害者を通所させ、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供するもの

Ⅲ型：地域作業所としての運営実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が可能である事業所が、地域作業所から移行して実施するもの

### 【サービスの見込量】

	第1期利用実績 (20年度については実績見込)			第2期計画見込量		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
【Ⅰ型】 実施見込箇所数	0	0	0	1	1	1
実利用見込者数	0	0	0	20	20	20
【Ⅲ型】 実施見込箇所数	0	0	1	1	1	10
実利用見込者数	0	0	15	15	15	170

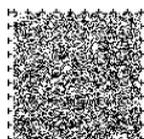
※それぞれ上段は箇所数、下段は1か月当たりの利用者数



### 【必須事業における見込量確保のための方策】

障害者本人や家族、民生委員、関係機関等に対しサービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供し事業の円滑な実施を図るとともに、障害者が利用しやすいサービスとするよう配慮しながら事業の推進に努めます。

また、平成23年度までとされている、障害者自立支援法に基づかない旧体系事業からの移行が進むよう、適切な情報提供等を行い、現在提供されているサービスの水準や量の確保や充実を図ります。



## 2 任意事業

任意の地域生活支援事業として、次の事業を実施し、障害者が地域社会で自立して生活できるよう、また、障害者の社会参加を促進するよう努めます。

### (1) 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な重度障害者に対して、訪問による入浴サービスを実施することにより、障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。

### (2) 更生訓練費給付事業

旧身体障害者更生援護施設等に入通所している障害者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図るものです。

### (3) 生活支援事業

#### ①食の自立支援事業

単身の重度障害者又は障害者のみの世帯等で食事サービスを希望する者に、配食サービスを行うものです。

#### ②重度障害者緊急通報システム事業

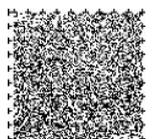
単身又は障害者のみの世帯に属する重度障害者の健康状況の悪化等による緊急事態に対する不安の解消及び緊急連絡手段の確保を図るため、携帯用無線発信機を貸与するものです。

#### ③障害者就職支度金給付事業

障害者が就職した場合に、就職支度金を支給し、障害者の社会進出の促進を図るものです。

#### ④障害者地域生活移行助成金給付事業

施設を退所し、グループホーム等において、地域での生活を始める障害者の方に対して、その家賃等の一部として1年間助成金を給付し、円滑な地域生活への移行を支援するものです。



#### (4) 日中一時支援事業

##### ①宿泊を伴わない短期入所

障害者の日中における活動の場を確保し、障害者を預かることにより、障害者の家族の就労支援及び一時的な休息を図るものです。

##### ②障害児タイムケア事業

障害のある中高生等の放課後における活動の場を確保し、一時的に預かることにより、障害児の家族の就労支援及び一時的な休息を図るものです。

##### ③在宅障害児者緊急一時預かり事業

保護者等が地域活動、通院等により家庭内の介護が困難になった場合に障害児等を一時的に預かり介護する事業団体に対して、運営費を支援するものです。

#### (5) 生活サポート事業

障害程度区分が非該当となった者で、日常生活に関する支援を行わなければ生活に支障を来すおそれのある者に対して、居宅介護の利用に要する費用を助成し、地域での自立した生活の推進を図るものです。

#### (6) 社会参加促進事業

##### ①手話奉仕員等養成事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成するため、研修会を開催するものです。

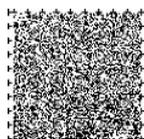
##### ②障害者文化事業

県西地区の障害者関係団体とともに、障害者に関わる講演会、シンポジウム、アトラクション、作品展等を開催するものです。

##### ③知的障害者サークル活動育成事業

在宅の知的障害者の余暇の有効な利用と日常生活活動に必要な基礎知識の習得のため、委託によりサークル活動を実施するものです。

なお、このほかに、身体障害・知的障害・精神障害のある人、発達障害などの「制度のはざま」にある人等に対して、活動の場を提供するなど、様々な活動支援を実施します。



**④点字・声の広報等発行事業**

文字による情報入手が困難な障害者のために、市からの情報等を点訳、音声訳により発行するものです。

**⑤自動車改造費助成事業**

身体障害者の日常生活の支援及び生活圏の拡大を図るとともに、就労その他の社会活動の参加促進を図るため、自動車の改造に対し助成を行うものです。

**⑥自動車運転免許取得費助成事業**

身体障害者の日常生活の支援及び生活圏の拡大を図るとともに、就労その他の社会活動の参加促進を図るため、自動車運転免許の取得に対し助成を行うものです。

**⑦福祉タクシー利用助成事業**

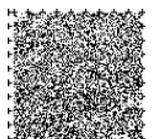
社会活動への参加を促進するとともに、通院及び日常生活の利便に供するため、在宅の重度障害者等がタクシーを利用した場合に、運賃の一部を助成するものです。

**⑧重度身体障害者移動支援事業費補助事業（運行費助成）**

移動が困難な重度身体障害者の社会参加の促進及び通院等の移動手段の確保のため、リフト付きのタクシーを運行する団体に対して支援するものです。

**⑨障害者施設等通所者交通費助成事業**

障害者施設等に通所する障害者に対し交通費を助成することにより、施設等の利用を促進するとともに、家族及び本人の経済的負担の軽減を図るものです。

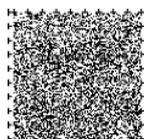


### 【主な事業のサービスの見込量】

		第1期利用実績 (20年度については実績見込)			第2期計画見込量		
		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
訪問入浴サービス 事業	実利用見 込者数	9	8	10	11	12	13
	実施見込 回数	454	338	463	490	520	550
食の自立支援事業	実施見込 回数	2,929	2,936	2,873	3,000	3,000	3,000
障害者就職支度金 給付事業	実施見込 人数	7	24	45	60	70	80
日中一時支援事業 (宿泊を伴わない 短期入所)	実利用者 数	25	38	47	60	70	80
福祉タクシー利用 助成事業	利用見込 件数	27,381	27,913	27,641	28,000	28,000	28,000
障害者施設等通所 者交通費助成事業	延べ支給 見込者数	1,452	1,550	1,580	1,650	1,720	1,790

### 【見込量確保のための方策】

障害者や民生委員、関係機関に対しサービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供し事業の円滑な実施を図るとともに、障害者が利用しやすいサービスとするよう配慮しながら事業の推進に努めます。



# 第7章 計画の達成状況の点検及び評価

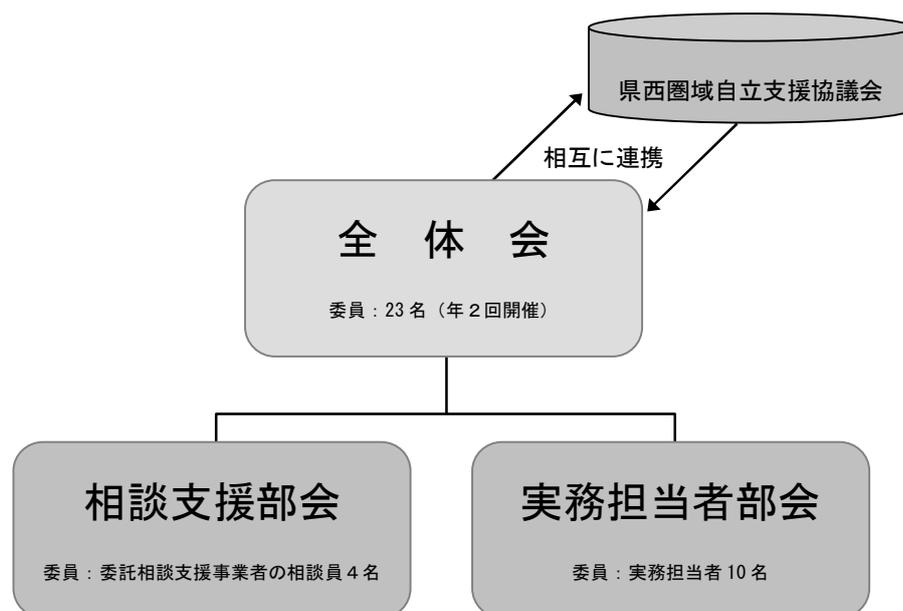
## 1 計画の達成状況の点検及び評価

障害福祉計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、本市と箱根町、真鶴町及び湯河原町で共同設置をしている「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策を実施します。

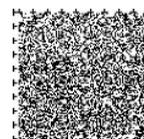
また、必要に応じて担当課が中心となって関係する各課及び各機関に対する調査を実施し、事業の進捗状況や課題の把握を行います。

各種の情報・要望については、毎年総合的に内容を分析し、計画の進捗状況について評価を行います。

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会  
組織図



※ 各部会においては、必要に応じて、オブザーバーとして関係機関の参加を依頼できる。





# 参 考 編

## 1 障害者の状況

### (1) 人口の推移

人口は、減少傾向にあり、平成16年は198,989人、平成20年は198,510人と479人の減少となっています。

単位：人（各年1月1日現在）  
※平成19年、平成20年は4月1日現在

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
人 口	198,989	198,864	198,544	198,596	198,510

資料：小田原市

### (2) 障害児者数の推移

身体障害児者、知的障害児者、精神障害者はいずれも増加傾向にあり、特に精神障害者は大幅な増加となっています。（平成20年は、平成16年の1.9倍）

障害児者数に占める各障害の構成比を見ると、身体障害児者はやや割合を減じているのに対して、精神障害者は割合を高めています。

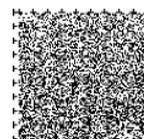
精神障害者の増加は、精神障害者保健福祉手帳の制度創設が平成7年度と、比較的歴史が浅いことによるもので、精神通院医療受給者証の発行数（平成21年3月現在1,669件）からみて、今後も増加するものと考えられます。

#### 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移

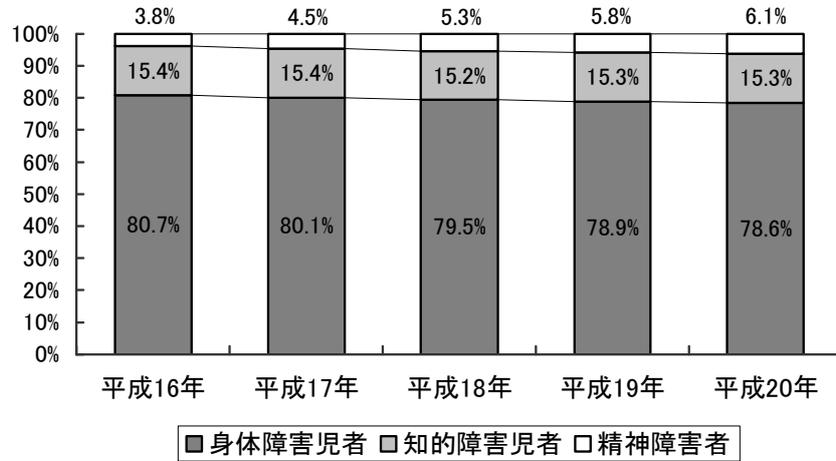
単位：人（各年4月1日現在）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
障害児者数計	6,763	7,040	7,390	7,682	8,021
身体障害者手帳 (身体障害児者)	5,461	5,636	5,874	6,058	6,303
療育手帳 (知的障害児者)	1,044	1,086	1,126	1,175	1,225
精神障害者 保健福祉手帳 (精神障害者)	258	318	390	449	493

資料：小田原市



障害児者数に占める障害の種類別構成比の推移



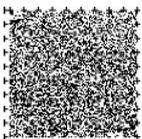
(3) 障害程度区分別の認定者数

(平成21年3月17日現在)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	合計
区分1	4人	46人	11人	61人
	2.0%	10.7%	29.7%	9.1%
区分2	44人	106人	21人	171人
	21.8%	24.7%	56.8%	25.6%
区分3	41人	103人	3人	147人
	20.3%	24.0%	8.1%	22.0%
区分4	26人	92人	1人	119人
	12.9%	21.4%	2.7%	17.8%
区分5	19人	45人	1人	65人
	9.4%	10.5%	2.7%	9.7%
区分6	68人	38人	0人	106人
	33.7%	8.8%	0%	15.8%
合計	202人	430人	37人	669人
	100%	100%	100%	100%

※18歳以上の障害者で、障害者自立支援法に基づく障害程度区分の認定を受けているものの状況

※重複障害者は主たる障害により区分しました。



## 2 アンケート調査概要

### (1) アンケート調査の概要

小田原市障害福祉計画策定の基礎資料とするため、障害者及びサービス利用者の生活実態やサービスの利用意向等を把握することを目的としています。

### (2) アンケート調査の方法

- 調査対象地域  
小田原市全域
- 調査対象（本市の障害者のうち 2,000 人）
  - A 障害福祉サービス（旧体系サービスを含む。）の利用者全員
  - B 身体障害、知的障害（療育手帳）、精神障害の各手帳の所持者数  
に応じ、各障害ごとに障害者台帳から無作為抽出した方
- 調査実施方法  
郵送配布し、郵送により回収
- 調査期間  
平成 20 年 12 月～平成 21 年 1 月

### (3) アンケート調査の配布数及び回収結果

	身体障害	知的障害	精神障害	手帳なし (障害児)	合 計	
障害者数	6,295	1,236	504	—	8,035	
配 布 数	障害福祉サービスの利 用者(全員) A	286	681	77	24	1,068
	手帳所持割合による 無作為抽出 B	731	143	58	—	932
	計	1,017	824	135	24	2,000
有効回答数	※ 626	※ 432	※ 104	—	1,038	
有効回答率 (%)	61.6	52.4	77.0	—	51.9	

※障害が重複している方もいるため、回答者の障害区分ごとの計は、合計より多くなる。

#### (参考) 前回計画策定時のアンケート回収率

	身体障害	知的障害	精神障害	手帳なし	合 計
障害者数	5,874	1,126	390	—	7,390
配布数	1,589	305	106	—	2,000
有効回答数	867	167	60	—	1,094
有効回収率 (%)	54.6	54.8	56.6	—	54.7



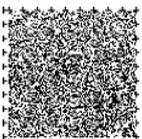
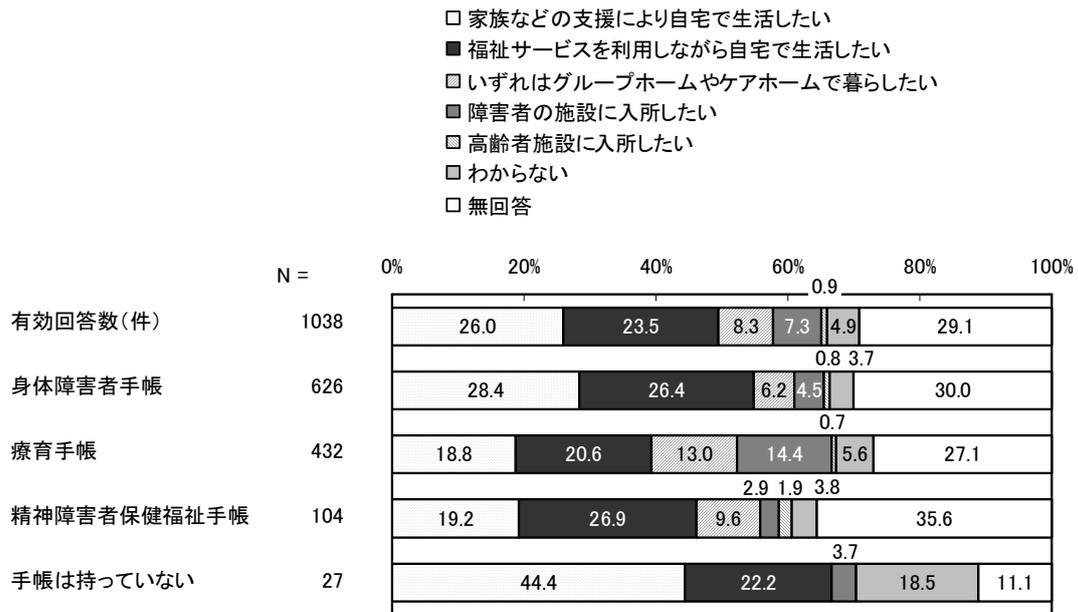
### 3 アンケート調査結果

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

問 今後どこでどのように生活したいと思いますか。

全体では「家族などの支援により自宅で生活したい」が26.0%、「福祉サービスを利用しながら自宅で生活したい」が23.5%と高く、地域での生活を望んでいることが分かります。

特に、身体障害者手帳をお持ちの方は「家族などの支援により自宅で生活したい」の割合が高くなっています。しかし、療育手帳をお持ちの方は「障害者の施設に入所したい」の割合が14.4%と他に比べ高くなっており、GH、CH等の整備を図り、地域生活が円滑に行えるよう取り組んでいくことが必要と考えられます。



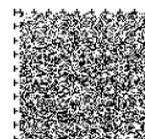
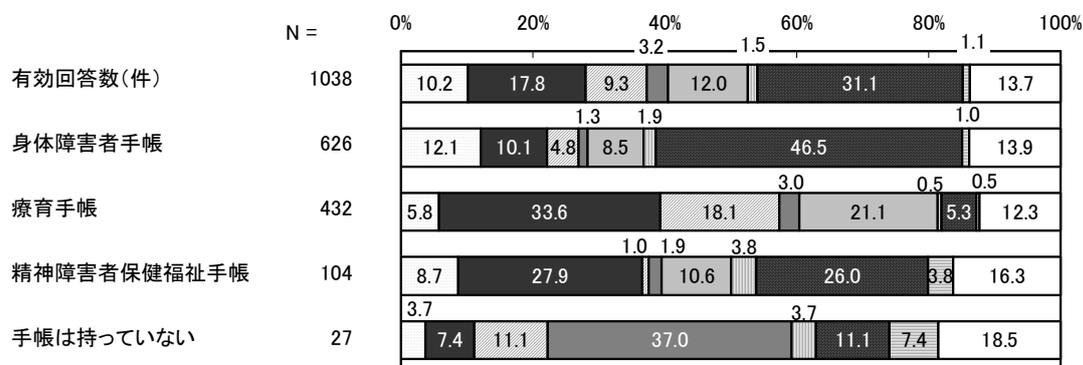
## (2) 福祉施設から一般就労への移行

問 就労や授産施設等へ通所をするか又は就学をしていますか。

全体では「仕事をしている（一般就労）」が 10.2%、「福祉サービスとして授産施設・作業所などに通所している」が 17.8%となっており、一般就労をしている方の割合はまだ低い状態であることが分かります。

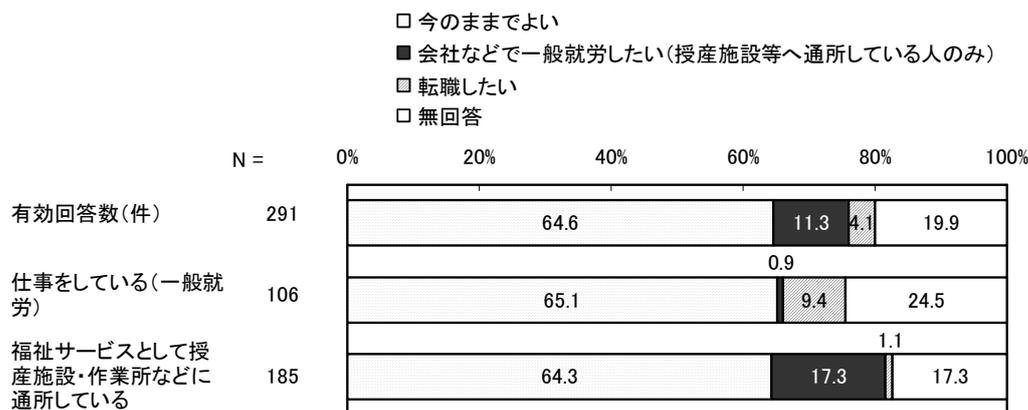
身体障害者手帳をお持ちの方は「仕事をしている（一般就労）」の割合が 12.1%と他に比べ高くなっていますが、療育手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は「福祉サービスとして授産施設・作業所などに通所している」の割合が高くなっており、一般就労への移行が身体障害者手帳をお持ちの方に比べ、できていないことが分かります。

- 仕事をしている(一般就労)
- 福祉サービスとして授産施設・作業所などに通所している
- 学校、幼稚園・保育園に通学・通園している
- 障害児通園施設に通園している
- 職業の訓練をしている
- 施設に入所している
- 医療機関に入院している
- 仕事をしておらず自宅にいる
- 就学等をしておらず自宅にいる
- 無回答



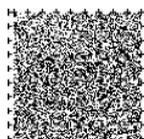
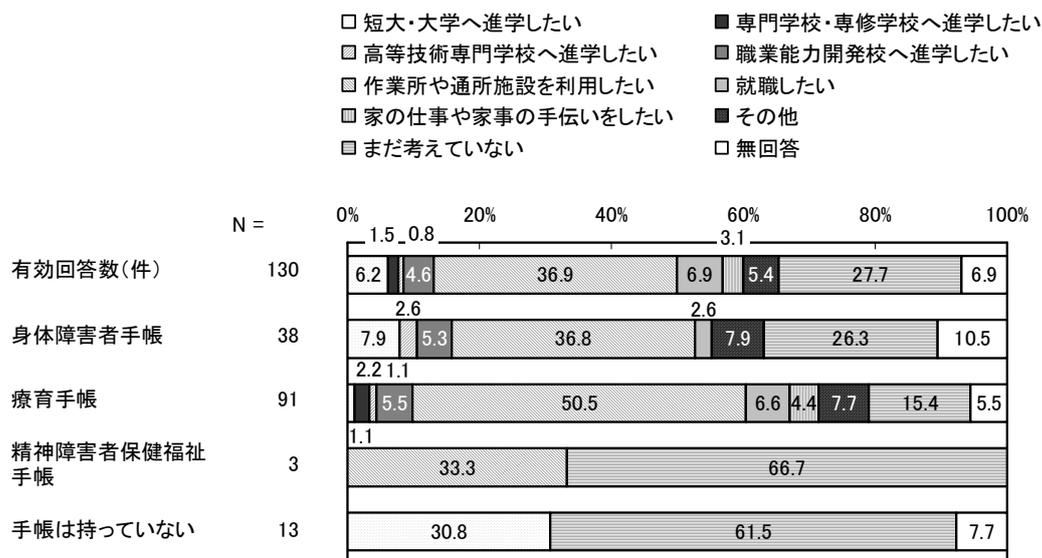
問 今後、仕事についてどのようにお考えですか。

「福祉サービスとして授産施設・作業所などに通所している」方のうち、今後もこのままで良いと考えている人が 64.3%となっており、全体で「会社などで一般就労したい」と答えた方は 11.3%となっており、一般就労への移行希望も少ないことが分かります。



問 将来の進路についてどのようにお考えですか。

学校、幼稚園・保育園に通学・通園及び障害児通園施設に通園している方の今後の進路希望は、「作業所や通所施設を利用したい」の割合が 36.9%と高くなっています。



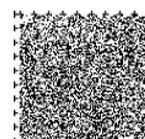
問 ご本人は障害のある方の就労を促進するために、どのような支援が最も必要であると思いますか。

障害がある方の就労を促進するための支援については、「障害者に対する事業主や職場の仲間の理解があること」が 38.6%と高くなっています。特に療育手帳をお持ちの方の割合が他に比べ高くなっています。

単位：%

	企業などが積極的に障害者を雇うこと	障害者に配慮した職場の施設・設備が整っていること	障害者にあった就労条件(短時間労働など)が整っていること	生活できる給料がもらえること	障害者に対する事業主や職場の仲間の理解があること	企業などでグループ就労ができること
全体	26.6	30.8	30.9	24.0	38.6	3.4
身体障害者手帳	24.3	27.8	26.4	19.2	30.5	2.1
療育手帳	27.8	37.0	37.5	27.5	47.7	5.3
精神障害者保健福祉手帳	32.7	25.0	34.6	26.9	38.5	4.8
手帳は持っていない	25.9	25.9	22.2	37.0	48.1	-

	企業で体験就業ができること	通勤(交通)手段が確保されていること	健康診断など健康管理が充実していること	仕事をするための訓練・研修の機会が充実していること	自営業を希望する障害者への支援が充実していること
全体	6.4	19.7	8.7	17.7	3.7
身体障害者手帳	3.7	19.8	8.9	13.6	5.0
療育手帳	9.5	20.8	8.6	23.4	0.7
精神障害者保健福祉手帳	7.7	12.5	10.6	18.3	4.8
手帳は持っていない	3.7	18.5	-	29.6	-

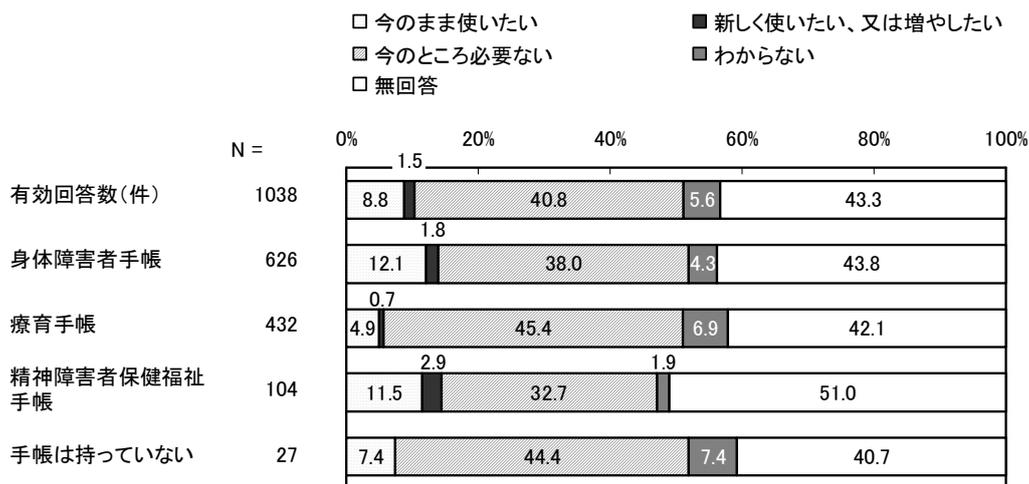


### (3) 訪問系サービス

#### 問 居宅介護の利用希望

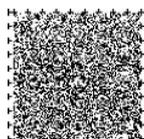
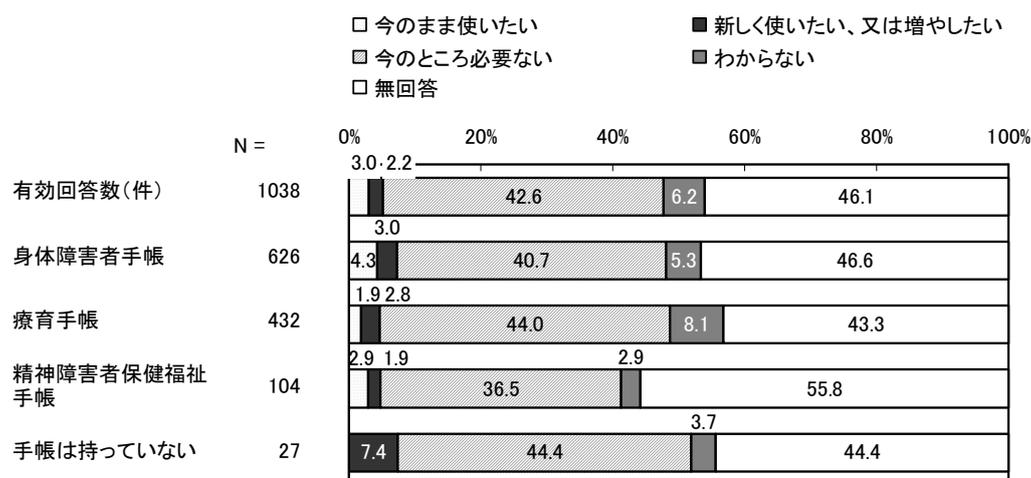
利用希望について、「今のまま使いたい」が8.8%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が1.5%となっています。

身体障害者手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の「今のまま使いたい」の割合が10%を超えています。



#### 問 重度訪問介護の利用希望

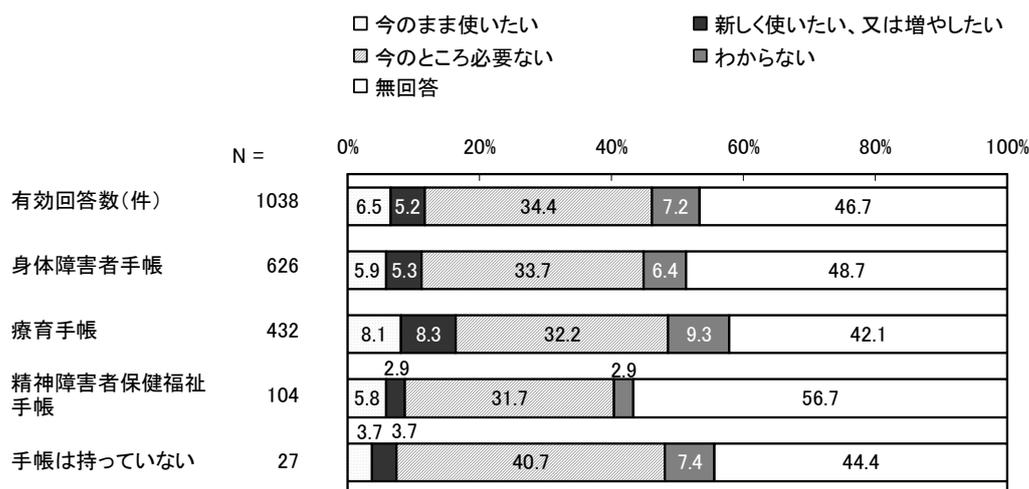
利用希望について、「今のまま使いたい」が3.0%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が2.2%となっています。



## 問 行動援護の利用希望

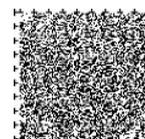
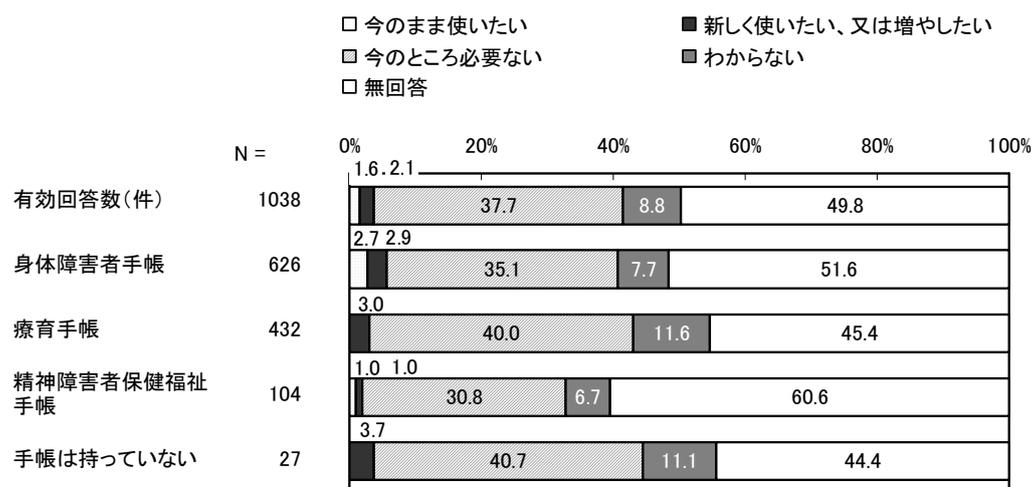
利用希望について、「今のまま使いたい」が6.5%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が5.2%となっています。

療育手帳をお持ちの方の「今のまま使いたい」「新しく使いたい、又は増やしたい」の割合が他に比べ若干高くなっています。



## 問 重度障害者等包括支援の利用希望

利用希望について、「今のまま使いたい」が1.6%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が2.1%となっています。

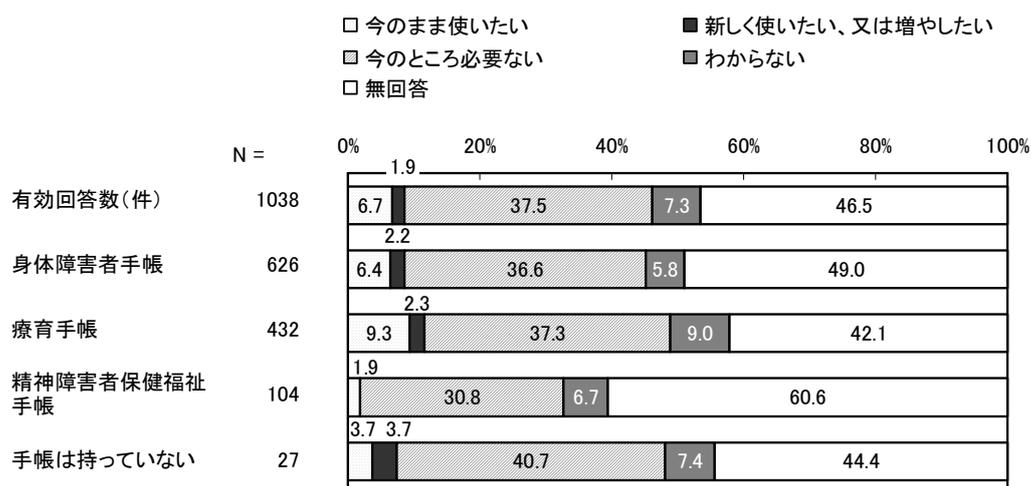


#### (4) 日中活動系サービス

##### 問 生活介護の利用希望

利用希望について、「今のまま使いたい」が6.7%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が1.9%となっています。

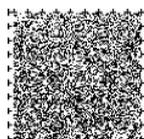
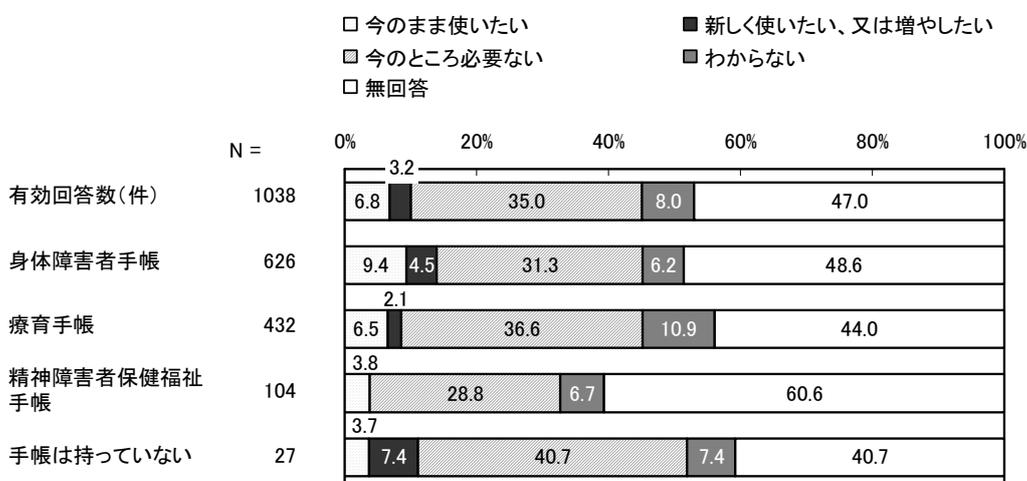
療育手帳をお持ちの方の「今のまま使いたい」の割合が他に比べ若干高くなっています。



##### 問 自立訓練（機能訓練）の利用希望

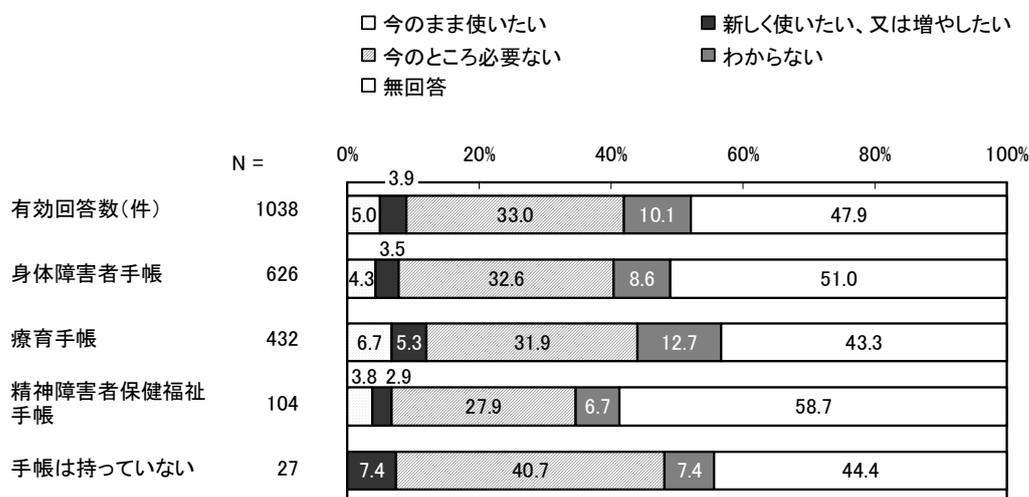
利用希望について、「今のまま使いたい」が6.8%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が3.2%となっています。

身体障害者手帳をお持ちの方の「新しく使いたい、又は増やしたい」の割合が他に比べ若干高くなっています。



## 問 自立訓練（生活訓練）の利用希望

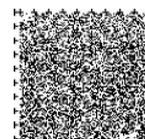
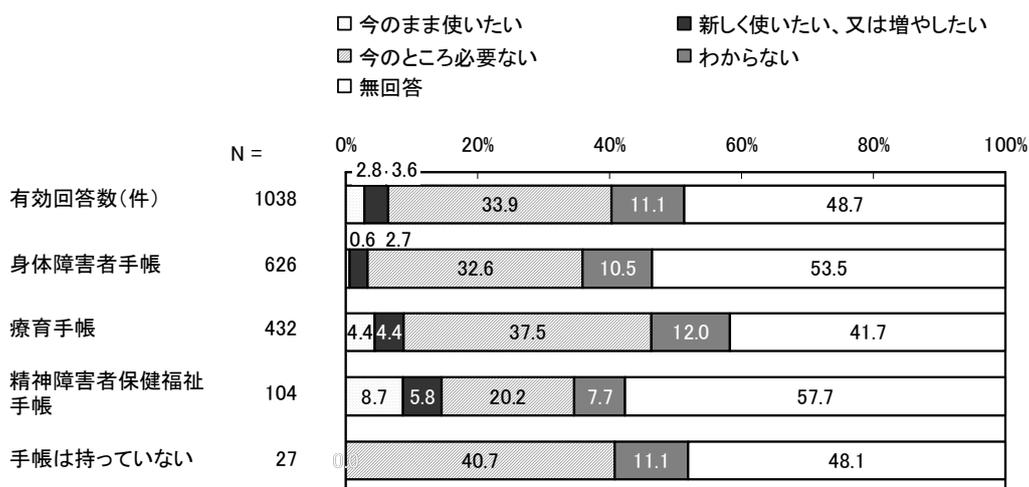
利用希望について、「今のまま使いたい」が5.0%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が3.9%となっています。



## 問 就労移行支援の利用希望

利用希望について、「今のまま使いたい」が2.8%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が3.6%となっています。

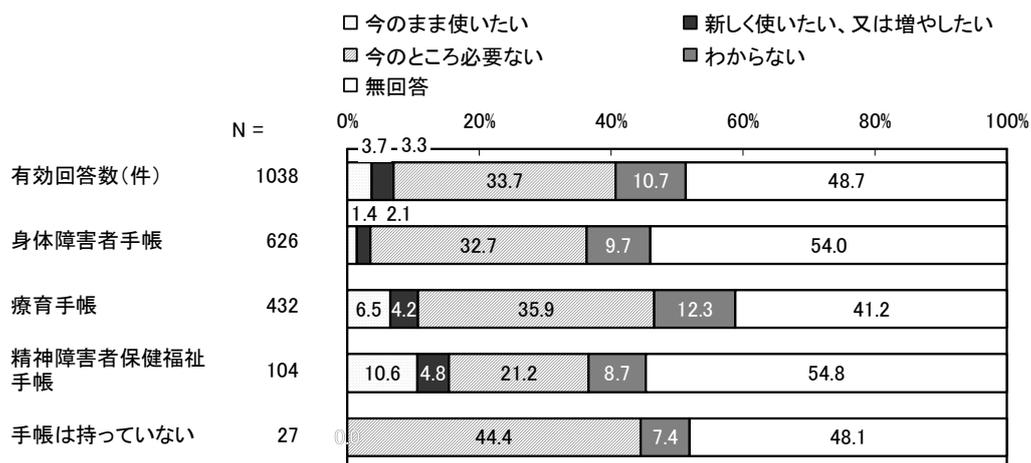
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の「今のまま使いたい」の割合が他に比べ若干高くなっています。



## 問 就労継続支援の利用希望

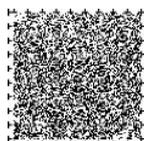
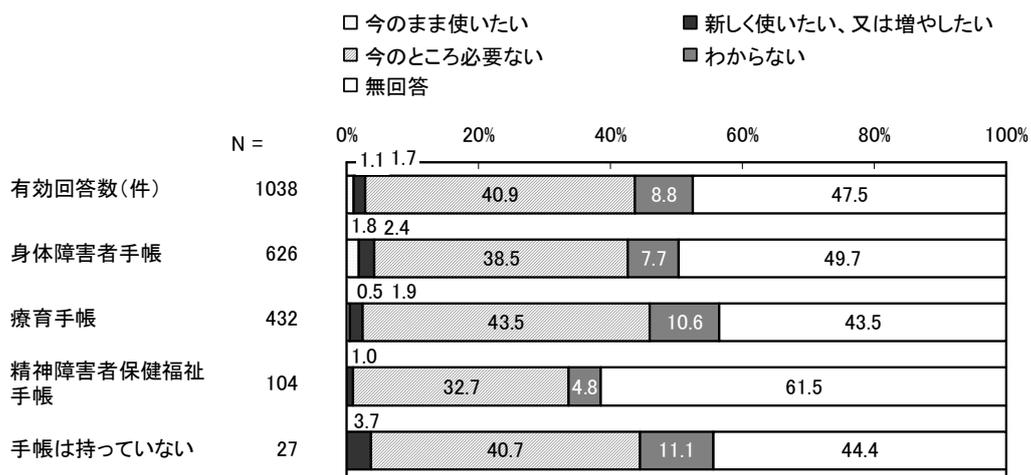
利用希望について、「今のまま使いたい」が3.7%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が3.3%となっています。

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の「今のまま使いたい」の割合が他に比べ高くなっています。



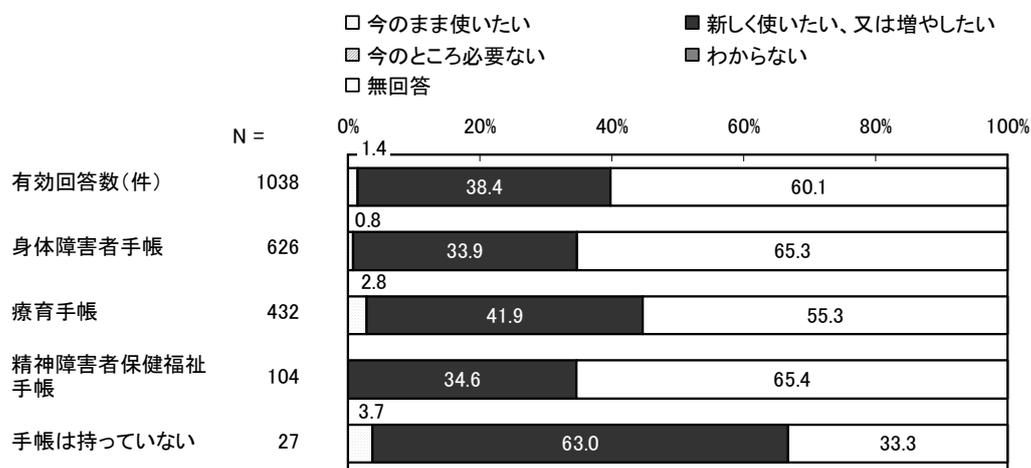
## 問 療養介護の利用希望

利用希望について、「今のまま使いたい」が1.1%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が1.7%となっています。



## 問 児童デイサービスの利用希望

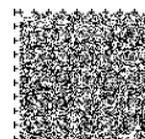
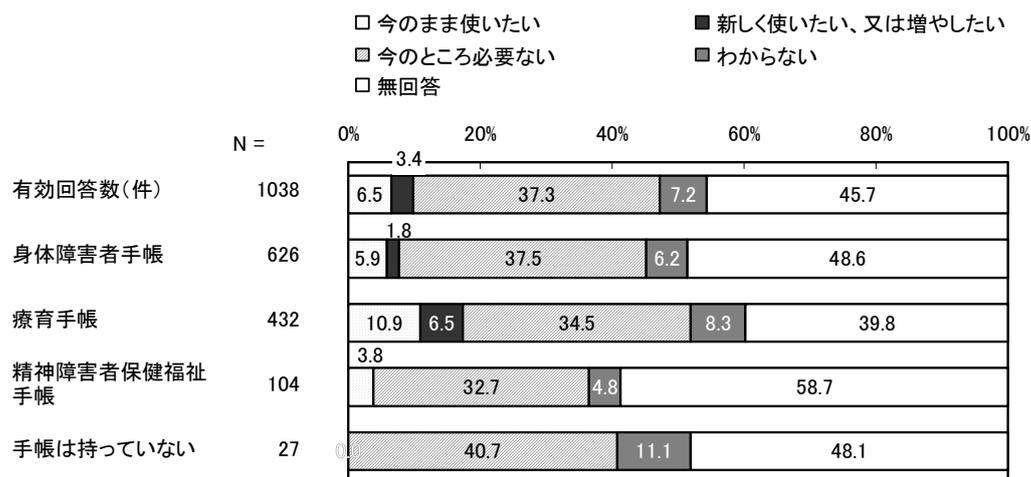
利用希望について、「今のまま使いたい」が1.4%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が38.4%となっています。



## 問 短期入所の利用希望

利用希望について、「今のまま使いたい」が6.5%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が3.4%となっています。

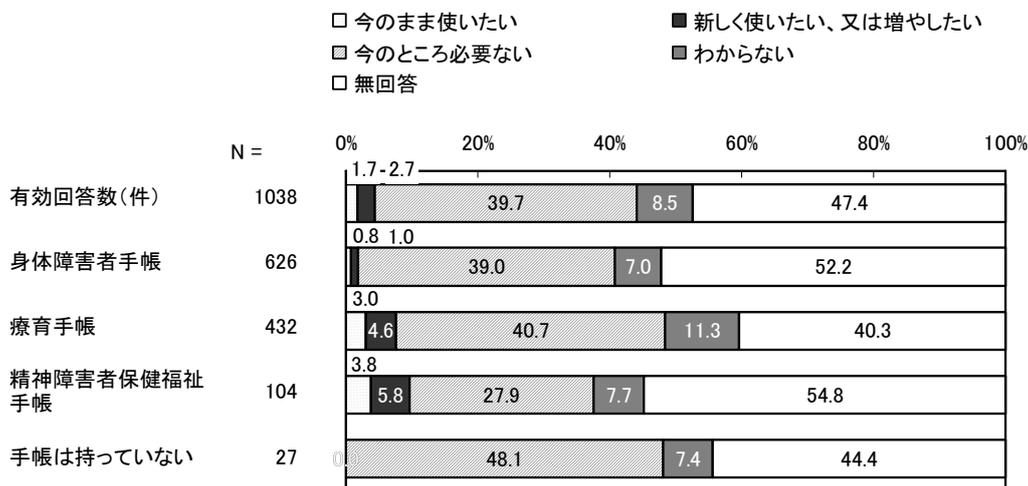
療育手帳をお持ちの方の「今のまま使いたい」の割合が他に比べ高くなっています。



## (5) 居住系サービス

### 問 共同生活援助（グループホーム）の利用希望

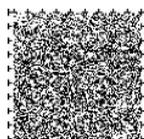
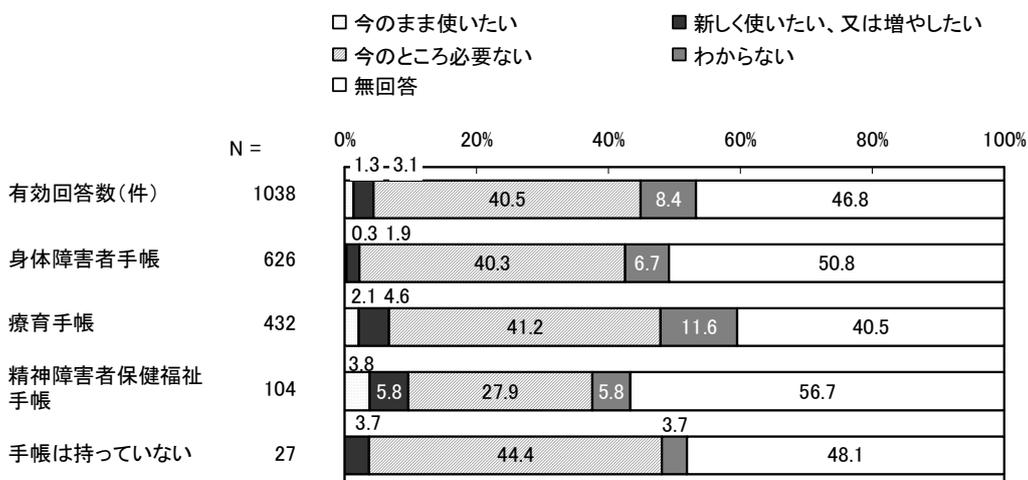
利用希望について「そのまま使いたい」が 1.7%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が 2.7%となっています。



### 問 共同生活介護（ケアホーム）の利用希望

利用希望について「そのまま使いたい」が 1.3%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が 3.1%となっています。

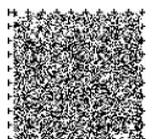
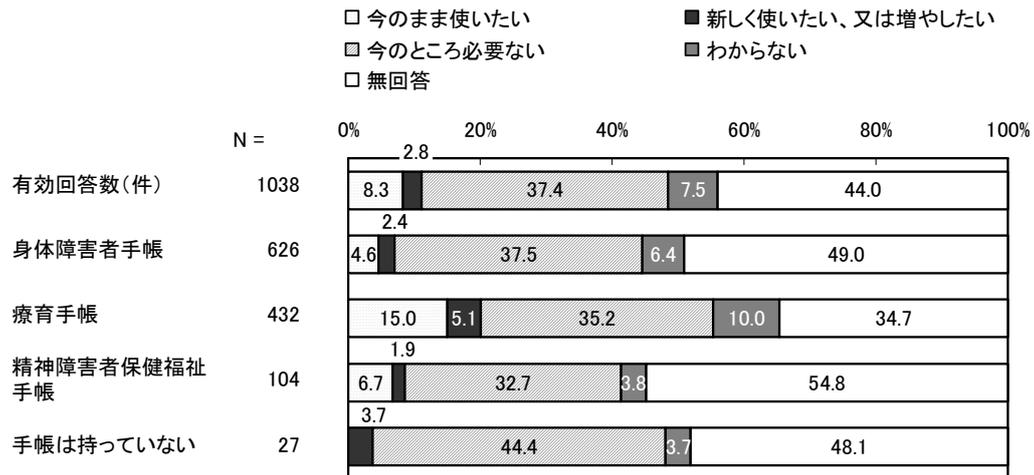
療育手帳をお持ちの方及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の「新しく使いたい、又は増やしたい」の割合が身体障害者手帳をお持ちの方に比べ若干高くなっています。



## 問 施設入所支援の利用希望

利用希望について「今のまま使いたい」が 8.3%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が 2.8%となっています。

療育手帳をお持ちの方の「今のまま使いたい」の割合が他に比べ高く、15.0%となっています。

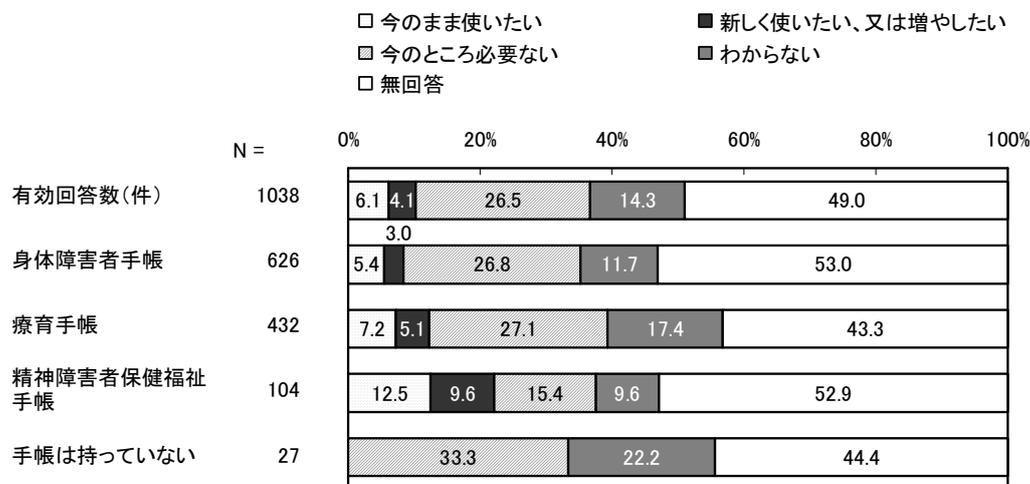


## (6) 地域生活支援事業

### 問 相談支援事業の利用希望

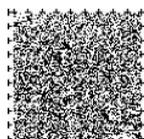
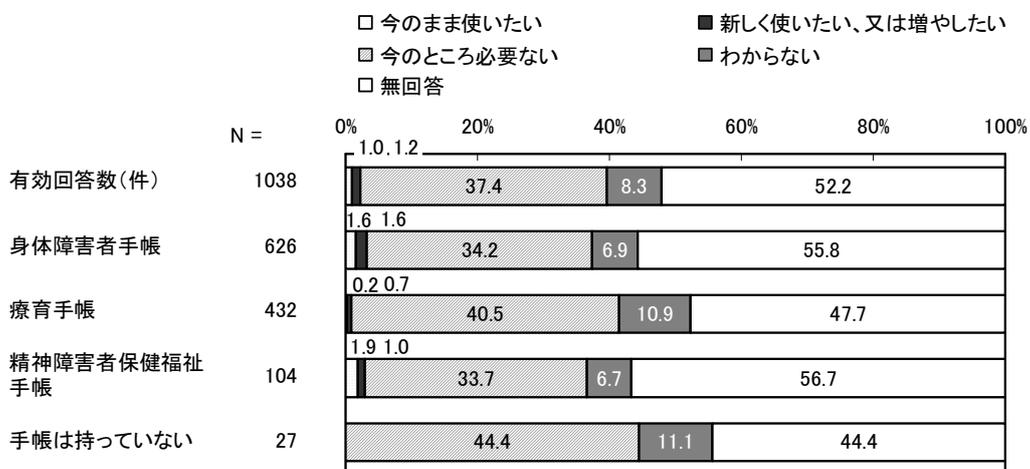
利用希望について、「今のまま使いたい」が6.1%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が4.1%となっています。

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の「今のまま使いたい」「新しく使いたい、又は増やしたい」の割合が他に比べ高く、今後利用したいと考えている方は合わせて22.1%となっています。



### 問 コミュニケーション支援事業の利用希望

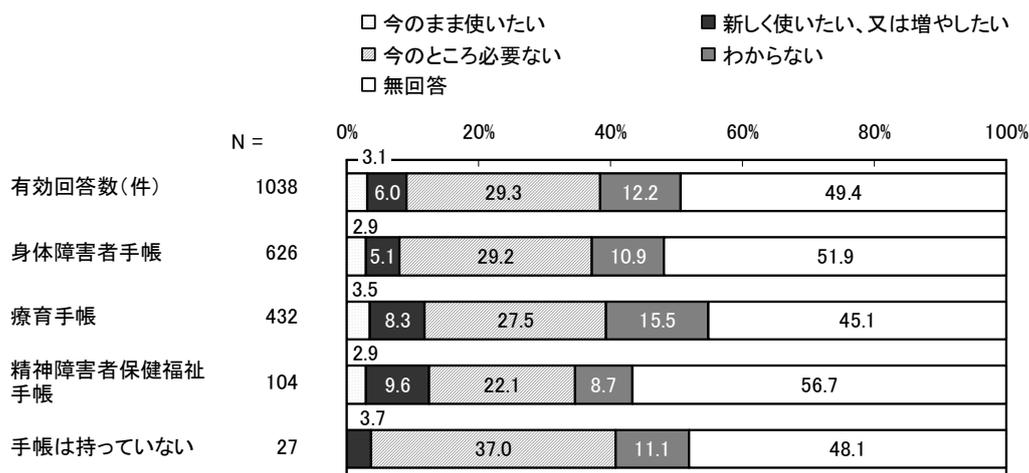
利用希望について、「今のまま使いたい」が1.0%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が1.2%となっています。



## 問 地域活動支援センター事業の利用希望

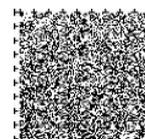
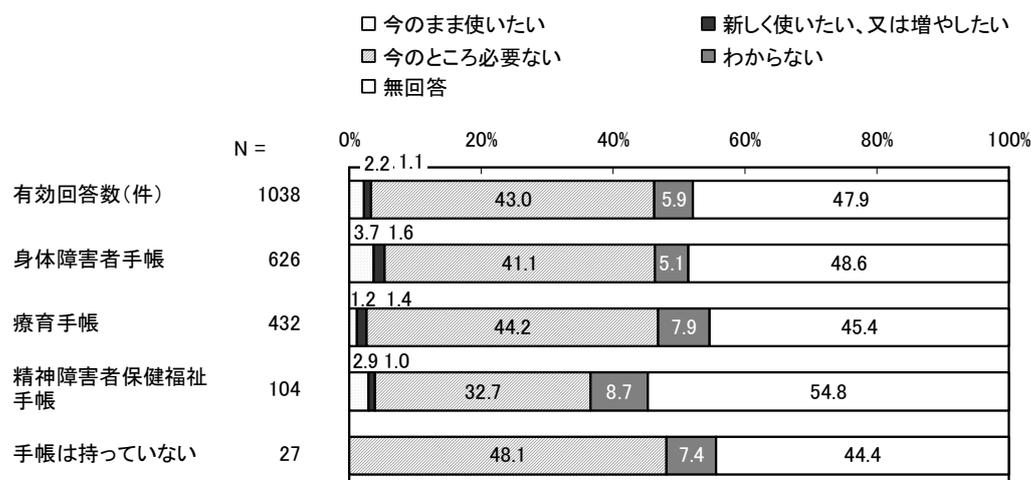
利用希望について、「今のまま使いたい」が3.1%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が6.0%となっています。

療育手帳をお持ちの方及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の「今のまま使いたい」と「新しく使いたい、又は増やしたい」を合わせた割合が身体障害者手帳をお持ちの方に比べ高くなっています。



## 問 訪問入浴サービスの利用希望

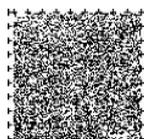
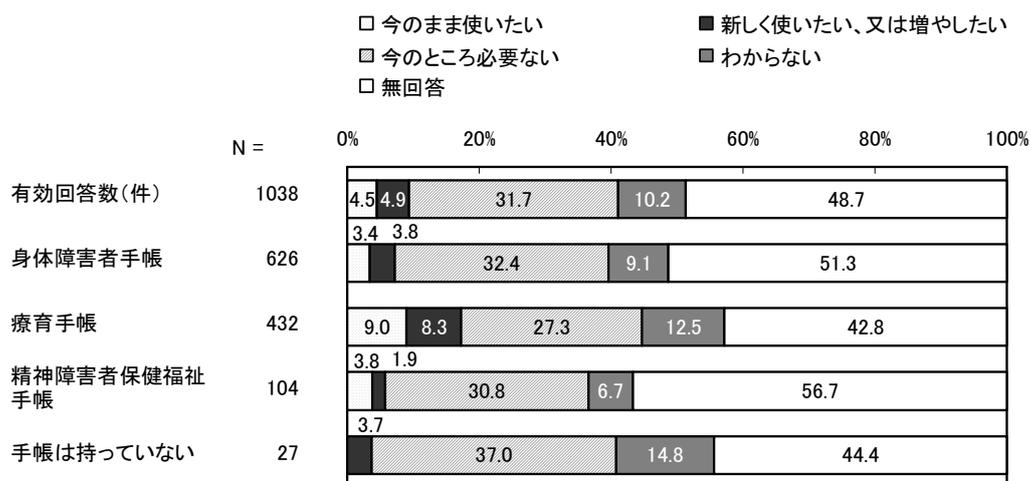
利用希望について、「今のまま使いたい」が2.2%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が1.1%となっています。



## 問 日中一時支援事業の利用希望

利用希望について、「今のまま使いたい」が4.5%、「新しく使いたい、又は増やしたい」が4.9%となっています。

療育手帳をお持ちの方の「今のまま使いたい」「新しく使いたい、又は増やしたい」の割合が他に比べ高く、今後利用したいと考えている方は合わせて17.3%となっています。



(7) その他

問 障害や生活などについて相談している（したことがある）ところはどこですか。（重複回答可）

障害や生活などについて相談しているところについて、全体では「市の福祉担当窓口」が42.3%、「病院・医院」が34.8%、「家族・親族」が29.9%となっています。しかし「相談する相手がいない」も2.4%います。

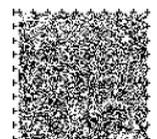
単位：%

	市の福祉担当窓口	障害者相談支援事業所	県保健福祉事務所	県児童相談所	民生委員・児童委員	障害福祉相談員
全体	42.3	7.6	4.4	9.5	4.4	5.0
身体障害者手帳	42.7	5.4	4.0	3.7	5.6	4.3
療育手帳	48.1	11.3	3.2	19.0	2.5	7.2
精神障害者保健福祉手帳	52.9	12.5	6.7	1.9	6.7	8.7
手帳は持っていない	22.2	-	18.5	22.2	-	-

	学校	病院・医院	福祉施設	ケアマネジャー	ホームヘルパー・ガイドヘルパー	ボランティア
全体	10.2	34.8	22.4	11.6	5.9	1.2
身体障害者手帳	5.4	37.9	13.7	17.1	7.0	1.0
療育手帳	21.5	28.5	40.3	2.1	4.4	1.6
精神障害者保健福祉手帳	3.8	45.2	13.5	7.7	7.7	1.0
手帳は持っていない	-	44.4	22.2	3.7	7.4	-

	家族・親族	近所の人	勤務先の同僚	障害者団体	その他	相談する相手がいない
全体	29.9	1.7	2.5	4.7	5.7	2.4
身体障害者手帳	29.1	1.4	1.9	2.9	4.3	2.7
療育手帳	28.9	2.3	3.7	6.9	7.4	2.8
精神障害者保健福祉手帳	26.9	-	1.9	9.6	5.8	1.9
手帳は持っていない	33.3	-	-	-	18.5	7.4

	友人・仲間	無回答
全体	16.9	11.2
身体障害者手帳	15.0	10.4
療育手帳	19.4	10.0
精神障害者保健福祉手帳	14.4	4.8
手帳は持っていない	14.8	3.7



問 ご本人は障害に関する相談について、困った経験や、現在困っていることはありますか。(重複回答可)

障害に関する相談について、困った経験や現在困っていることについては、全体では「相談できるところが少ない」が 19.6%、「相談できる窓口に専門的な職員がいない」が 12.1%、「どこに相談したらよいかわからない」が 10.3%となっています。特に精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の「相談できるところが少ない」の割合が 29.8%と他に比べ高くなっており、相談場所の充実が今後の課題と考えられます。

単位：%

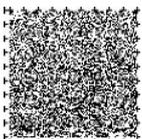
	相談できるところが少ない	相談できる窓口 に専門的な職員が いない	当事者同士が 相談できる ネットワークが 少ない	どこに相談したら よいかわからない	その他	無回答
全体	19.6	12.1	8.7	10.3	12.9	49.0
身体障害者手帳	19.5	10.9	7.8	12.1	12.1	48.2
療育手帳	19.2	15.3	9.3	8.6	11.8	50.5
精神障害者保健福祉手帳	29.8	13.5	10.6	11.5	12.5	37.5
手帳は持っていない	14.8	7.4	14.8	11.1	40.7	29.6

問 現在の1か月の収入はいくらくらいですか。

福祉サービスとして授産施設・作業所などに通所している方の1か月の収入について、「1～5万円未満」の割合が 33.5%と他に比べ高くなっています。今後、工賃のアップ等も検討するとともに、工賃のアップが地域移行へとつながっていくことと考えられます。

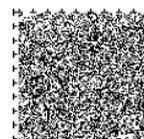
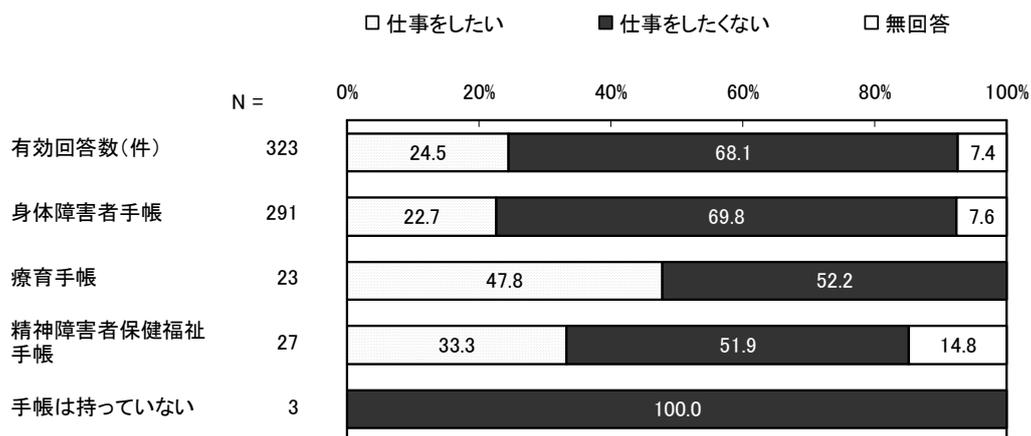
単位：%

	1～5万円未満	5～10万円未満	10～15万円未満	15～20万円未満	20万円以上	無回答
全体	25.4	12.0	6.2	3.1	7.6	45.7
仕事をしている(一般就労)	11.3	24.5	16.0	7.5	20.8	19.8
福祉サービスとして授産施設・作業所などに通所している	33.5	4.9	0.5	0.5	-	60.5



問 今後、仕事をしたいですか。

仕事をしておらず自宅にいる方の今後の就労希望について、全体では「仕事をしたい」が24.5%となっています。療育手帳をお持ちの方の「仕事をしたい」の割合が47.8%と他に比べ高くなっています。



問 今後、特に充実すべきだと考える障害者施策は何ですか。

(5項目まで回答可)

今後充実すべき障害者施策については、全体では「障害者年金・手当などの給付の充実」が44.0%、「専門機関での医師や専門家による病気の治療やカウンセリングの充実」が25.8%、「災害、その他緊急時(24時間365日)の支援体制の充実」が22.6%となっています。療育手帳をお持ちの方の「授産施設などの福祉的な仕事の場の整備・充実」が他に比べ高くなっています。

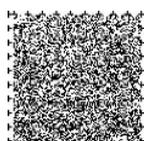
単位：%

	障害者の理解に関する社会啓発の促進	地域の人との交流の場の充実	障害のある子どもの療育の充実	放課後・学校休日のケアの充実	専門的機能回復訓練などのリハビリテーションの充実	専門機関での医師や専門家による病気の治療やカウンセリングの充実
全体	22.4	7.7	13.1	6.8	16.3	25.8
身体障害者手帳	19.0	6.7	10.4	3.5	23.0	26.7
療育手帳	25.2	9.5	17.1	13.7	9.5	25.7
精神障害者保健福祉手帳	24.0	6.7	9.6	3.8	4.8	24.0
手帳は持っていない	29.6	11.1	37.0	18.5	25.9	22.2

	障害者の雇用促進	授産施設などの福祉的な仕事の場の整備・充実	スポーツ・文化・レクリエーション活動の支援	地域での日常生活や社会参加の相談・助言などを行う支援センターの整備	障害者年金・手当などの給付の充実	ホームヘルプ・ショートステイなどの充実
全体	19.7	14.7	7.0	9.5	44.0	10.9
身体障害者手帳	14.7	6.5	5.0	7.5	42.3	13.1
療育手帳	20.8	28.5	10.0	11.3	46.5	12.0
精神障害者保健福祉手帳	29.8	9.6	8.7	9.6	46.2	8.7
手帳は持っていない	40.7	3.7	-	18.5	37.0	-

	自宅以外で日中を過ごすことのできる場の確保	グループホームやケアホームなど居住の場の整備	財産管理等に関わる成年後見人制度の整備	災害、その他緊急時(24時間365日)の支援体制の充実	公共施設などのバリアフリー化の推進	交通機関の充実や移動支援の充実
全体	18.1	10.9	5.8	22.6	8.3	13.0
身体障害者手帳	16.5	7.2	4.0	24.8	10.7	15.3
療育手帳	23.1	19.2	9.3	20.8	5.8	10.9
精神障害者保健福祉手帳	14.4	5.8	3.8	13.5	6.7	11.5
手帳は持っていない	3.7	3.7	7.4	25.9	11.1	11.1

	障害者やその家族への情報提供の充実	相談体制の充実	手話通訳者・要約筆記、視覚障害者の代筆・代読などの派遣制度の充実	特になし	無回答
全体	20.1	13.5	3.0	3.5	23.0
身体障害者手帳	20.6	12.3	4.5	4.3	25.1
療育手帳	20.4	12.5	0.9	1.6	18.5
精神障害者保健福祉手帳	18.3	18.3	2.9	2.9	29.8
手帳は持っていない	14.8	33.3	-	3.7	11.1



## 4 障害福祉団体・施設からの意見聴取について

### (1) 意見聴取の概要

#### ○目的

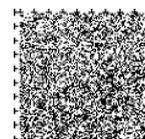
市内の障害福祉団体・施設等の実情や課題を把握し、第1期計画で定めた取り組みを分析するため、意見聴取を実施しました。また、施設を有する団体に対しては、さらにヒアリングを実施しました。

#### ○意見聴取・ヒアリング実施状況

	意見聴取	ヒアリング
方法	郵送による意見聴取表への記入	障害福祉課職員によるヒアリング
対象	27団体	18団体(約50施設)
期間	平成20年12月12日～ 平成21年1月9日	平成21年1月20日～22日

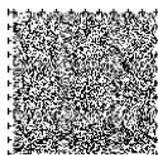
#### ○意見聴取書の質問項目

- ①団体(事業)を運営する上での悩みや課題について。
- ②今後の団体(事業)運営のあり方について。
- ③現在行われている福祉サービス(居宅・施設等)について。
- ④貴団体の所属員にかかる現在の就労状況について。また、一般企業での受け入れ体制について。
- ⑤平成18年4月に障害者自立支援法が実施されたことに伴う、生活の変化や問題点、または、ご不明な点について。
- ⑥行政(市・県・国)に対するご意見・ご要望について。



## (2) 障害福祉計画策定に関する団体・施設等ヒアリング調査 結果表

<p><b>団体・会(事業)を運営する上での悩みや課題</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動支援センターⅢ型について、利用希望者が、定員に対し2倍以上と多い。</li> <li>・ 新体系への移行を考えているが、それに伴って、職員確保など、さまざまな課題がある。</li> </ul>
<p><b>今後の団体・会(事業)運営のあり方</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者の住まいの場となるグループホーム等の整備が不可欠と考え、行政への要請活動、学習会の開催や先進市の視察、作業所の施設を使つての宿泊訓練の実施等を続けている。</li> <li>・ 3障害一元化のもと、福祉サービス・施設整備（特にグループホーム）の充実、真の一元化を目指す。成年後見制度を含め、親亡きあとを考える。</li> <li>・ 当面は、日中活動利用者の高齢化に伴いグループホーム等の設置</li> <li>・ グループホーム・ケアホームの増設、日中活動施設の定員増を考えている。また、権利擁護の充実として入所利用者に成年後見人をつける作業を進めており、他の事業所も進めていきたい。</li> <li>・ 主たる対象を医療が必要な障害児者として委託相談支援事業所の指定を受け、児童相談所、市町村、養護学校、地域作業所などのネットワークを形成し、自立支援協議会・重症児者部門の核として地域に貢献していきたい。ケアホーム事業の展開を視野に検討を進めたい。</li> <li>・ 食事サービスやフリースペース等についても、利用者のニーズに即したサービスを提供し、地域活動支援センターⅠ型の運営も視野に入れていきたい。</li> <li>・ 地域活動支援センター事業の内容、就労継続支援 B 型等を視野に入れながら、相談業務等、利用者ニーズに応える事業を加えていきたい。</li> <li>・ 地域活動支援センターⅢ型への移行を前提に、場所の確保など種々の課題がある。</li> <li>・ 手話通訳者、要約筆記者の養成に力を入れたい。</li> </ul>
<p><b>現在行われている福祉サービス(居宅・施設)について</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケアの必要な人達にとっては、必要の都度（定期的にも）利用できる療護施設等でのショートステイ体制が必要である。</li> <li>・ 生涯にわたり、リハビリを必要とする身体障害者等にとっては理学療法士、作業療法士が配置され、機能訓練ができる施設の整備が必要である。</li> <li>・ 在宅重症児者への地域生活を支えるためのサービスの充実が望まれる。特に県西地域は社会資源が乏しく、また、県内の他の市町村との格差が大きいように思われる。</li> <li>・ 3障害一元化のもと、精神障害者に対する福祉サービス（居宅・施設を含め）の障害別格差並びに地域別格差の是正が必要である。特に、グループホーム、ショートステイの設置が必要である。</li> <li>・ 障害者福祉のあり方が施設から在宅へと変わる中で、居住の場となるケアホーム等の整備は大幅に遅れている。医療的ケアの必要な人達にとっては、必要の都度（定期的にも）利用できる療護施設等でのショートステイ体制が必要である。</li> <li>・ 精神障害者に関する福祉サービスについては種類、量ともに不足していると思う。</li> </ul>
<p><b>障害者自立支援法が実施されたことに伴う生活の変化や問題点</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神障害者の場合、活用できるサービスが少ない。市町村格差がある。</li> </ul>



**行政に(市・県・国)  
に対する意見・要望**

- ・ 小田原市、下郡3町には、精神障害者のグループホーム等がないので、施設整備を推進してほしい。
- ・ 医療を必要とする障害児者に着目した、委託相談事業所を検討してほしい。
- ・ 地域作業所等を地域支援センターへ移行させるという国等の提案は、作業所の財政を著しく悪化させ、その機能の柔軟性を奪うことから関係者を大変困惑させている。
- ・ 地域作業所の移行先が地域活動支援センターⅢ型では運営費の面で納得できない。メニュー事業等の中味が変わらないかぎり移行はむずかしいと思う。作業所に関わる職員の人件費を考えてほしい。
- ・ 通訳者養成事業は毎年行ってほしい。

**(3) 障害福祉計画策定に関する団体・施設等ヒアリング調査 考察**

**● 団体や会を運営する上での悩みや課題について**

度重なる制度の改正等により、事業の運営面の安定性を心配する声が多い。

また、福祉制度の窓口が行政間で細分化されており、その間での連携が不足していると指摘する意見もあった。

多くの団体が、資金面と人材の確保に悩んでおり、障害福祉という職場の認知度とやりがいを広く社会にPRするとともに、利用者工賃の増加・収益事業の開拓が早急に望まれるところである。

**● 今後の運営のありかたについて**

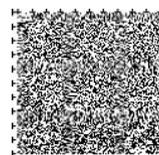
障害者自立支援法のもと、障害者が地域での自立した生活を送ることができるよう、グループホームの設置の検討や、日中活動や就労の場を提供できるよう検討していることが分かった。

一方、こうした事業の経営に対する不安を持っており、団体の運営資金の確保や、新規事業の開拓のために、多様な事業形態を模索していることが伺える。

**● 現在行われている福祉サービスについて**

精神障害者のサービスについて、地域間格差と障害間格差があり、障害特性に応じた再検討が必要であるという意見が目立った。

サービス利用料については、日割り計算による利用抑制や不定期的な利用による問題点を指摘する意見があった。



●**所属員の現在の就労状況及び一般企業での受け入れ体制について**

精神障害者については、当事者の就労意欲が落ちている場合も多く、また通常の雇用形態では、障害特性上就労は難しいという意見があった。一般企業での受け入れ体制については、経済不況の影響で就職者数が減少する中での積極的な雇用は期待できないという意見が多かった。

●**職員の確保について**

障害福祉に携わる事業者への就職希望者については低調であり、各団体とも人材の確保に苦慮しているという意見がある。

●**障害者自立支援法が実施されたことに伴う生活の変化や問題点**

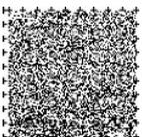
地域生活支援事業の実施主体が市町村になったことに関して、地域間格差を生むのではないかと危惧する意見が目立った。

自己負担額については、軽減措置があるものの、まだ障害者の不安が感じられるとともに、3障害の特性を真に考慮しているのかどうかという疑問の声も多かった。

●**行政に対する意見要望について**

地域作業所は、障害者自立支援法に伴う新体系への移行については、地域活動支援センターへの移行を考えている団体等が多いが、現状・移行後ともに運営費の苦しさを訴える声が多かった。

地域生活支援事業について、地域間格差のないように努めるとともに、本市独自の補助や制度を検討するよう求める意見もあった。



## 5 市民意見の募集（パブリックコメント）について

### （1）市民意見募集の概要

#### ○目的

小田原市障害福祉計画(素案)について、市民の意見を広く聞くため、パブリックコメントを実施して市民から意見を募集しました。

#### ○意見募集期間

平成 21 年 2 月 6 日～2 月 20 日

#### ○提出方法

郵送・ファクス・電子メール、障害福祉課への直接提出のいずれかによる。

### （2）提出された意見の内容

#### ○意見件数

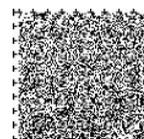
10 名から、16 件提出

#### ○意見の主な内容

- ・ 計画書の趣旨が「計画の基本理念と基本目標」の遂行を主眼としているのか、あるいは国からの要請を受けた計画書作成なのか明確でない。
- ・ 支援を必要とするすべての障害者の生活実態や願い・要求を十分に尊重し、それに応じた支援が十分に行われるようなサービス基盤整備目標を立てること。
- ・ よく短期入所を利用するが、学齢期の子どもが利用できる短期入所施設を増やしてほしい。通園施設でその日の活動が終わった後に預かることはできないか。また、短期入所の際、施設まで子どもを送迎するサービスがほしい。
- ・ 移動支援事業の時間数を現在のとおりに確保してほしい。
- ・ 地域活動支援センター I 型事業を、通所者交通費助成事業の対象としてほしい。

### （3）意見の反映状況

提出された意見については、それにより目標量を修正した事項はありませんが、本計画の実施に当たり、また、今後、小田原市障害者福祉計画を改定する際に意見・要望として参考にいたします。



## 6 小田原市障害福祉計画策定委員会

### (1) 小田原市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に基づき小田原市障害福祉計画を定めるに当たり、広く障害者、市民等からの必要な助言を得るため、委員会を設置する。

(組織)

**第2条** 委員会は、委員23人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が決定し、又は任命する。

- (1) 別表第1に掲げる団体から推薦された者
- (2) 公募による市民の代表者で市長が決定したもの
- (3) 別表第2に掲げる者

(委員長及び副委員長)

**第3条** 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第5条** 委員会において必要があると認められるときは、その会議に、議事に関係のある者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第6条** 委員会の事務は、福祉健康部障害福祉課において処理する。

(委任)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

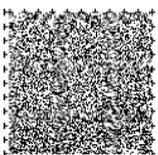
この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

#### 別表第1（第2条関係）

団 体 名 等
特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会 内部障害者団体で市長が必要と認めるもの 精神障害者団体で市長が必要と認めるもの 小田原市社会福祉協議会 小田原市自治会総連合 小田原市地区社会福祉協議会 小田原市民生委員児童委員協議会 小田原医師会 小田原箱根商工会議所 知的障害者福祉法・障害者自立支援法に基づく通所施設で市長が必要と認めるもの 知的障害者福祉法・障害者自立支援法に基づく入所施設で市長が必要と認めるもの 障害者地域作業所で市長が必要と認めるもの 小田原市ボランティア連絡協議会

#### 別表第2（第2条関係）

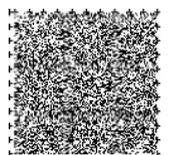
職 名
小田原公共職業安定所長 小田原児童相談所長 小田原保健福祉事務所保健福祉部長 小田原養護学校長 小田原市経済部長 小田原市福祉健康部長



(2) 小田原市障害福祉計画策定委員会委員名簿

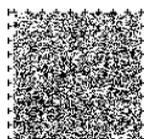
(敬称略)

選出区分	選出母体	委員名	備考
障害者 団体	①～③特定非営利活動法人 小田原市障害者福祉協 議会	二見 健一	小田原市肢体不自由児者父母の 会
		安藤 豊子 ※	小田原市手をつなぐ育成会
		小玉 かおる ※	小田原市視覚障害者福祉会
	④内部障害者団体で市長が必 要と認めるもの	田山 安子 ※	小田原西湘腎友会
	⑤精神障害者団体で市長が必 要と認めるもの	菴原 務	小田原地区精神保健福祉会 梅の会
社会福祉	⑥小田原市社会福祉協議会	◎ 酒匂 守	
	⑦小田原市自治会総連合	渡辺 征男	
	⑧小田原市地区社会福祉協議 会	奥津 裕	
	⑨小田原市民生委員児童委員 協議会	○ 堀内 勇	
医療	⑩小田原医師会	長谷川 剛	
経済	⑪小田原箱根商工会議所	鈴木 進五	
障害者 施設	⑫障害者自立支援法・知的障 害者法に基づく通所施設等 で市長が必要と認めるもの	山下 良男	社会福祉法人 よるべ会 梅香園
	⑬障害者自立支援法・知的障 害者法に基づく入所施設等 で市長が必要と認めるもの	高野 正和	社会福祉法人 宝安寺社会事業部 富士見の里
	⑭障害者地域作業所で市長が 必要と認めるもの	高橋 直美 ※	NPO 法人 おだわら虹の会 ありんこホーム作業所
その他	⑮ボランティア関係者	太田 尚子 ※	
	⑯・⑰公募による委員	渡辺 淳一郎 村松 いづみ ※	
国機関	小田原公共職業安定所長	島田 喜美子 ※	
県機関	小田原児童相談所長	栗原 ちゆき ※	
	小田原保健福祉事務所保健 福祉部長	山多 美代子 ※	
	小田原養護学校長	達 利則	
市	小田原市経済部長	鈴木 光央	
	小田原市福祉健康部長	木目田 和義	
計 23人(※うち女性9人) <◎は委員長、○は副委員長>			



### (3) (第2期) 小田原市障害福祉計画 主な策定経過

日 程	内 容
平成20年 8月 7日	小田原市障害福祉計画策定委員会 第1回会議 ・主な議題：障害福祉計画の概要について
平成20年10月	アンケート調査項目に対する策定委員会委員からの意見受付 ・調査項目を一部修正
平成20年12月	アンケート調査の実施 ・身体・知的・精神の3障害合わせて2,000人を対象
平成20年12月22日	小田原市障害福祉計画策定委員会 第2回会議 ・主な議題：第1回会議以後の経過について 小田原市障害福祉計画（素案）について
平成21年 1月 9日まで	策定委員会委員からの修正意見募集 ・素案を一部修正
平成21年 1月20日 ～22日	障害福祉団体・施設からの意見聴取 ・27団体（施設数54）について実施
平成21年 2月 2日	厚生文教常任委員会に報告
平成21年 2月 6日 ～20日	障害福祉計画（素案）に対する市民意見の募集 ・10人から16件の意見提出
平成21年 2月27日 ～3月25日	県との事前協議 ・障害者自立支援法に基づく県との協議
平成21年 3月26日	小田原市障害福祉計画策定委員会 第3回会議 ・主な議題：小田原市障害福祉計画について



小田原市障害福祉計画  
平成 21 年度～23 年度（第 2 期）

平成 21 年 3 月

発行：小田原市 福祉健康部 障害福祉課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

TEL：0465-33-1467 FAX：0465-33-1317

